

令和 7 年 第 4 回 (11 月招集)

袖ヶ浦市議会定例会
議案参考資料

袖ヶ浦市

目 次

議案番号	件 名	頁
	件名一覧表	5
議案第 1 号	袖ヶ浦市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について	1 1
議案第 2 号	袖ヶ浦市立幼稚園設置条例を廃止する条例の制定について	1 6
議案第 3 号	袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 7
議案第 4 号	袖ヶ浦市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3 1
議案第 5 号	袖ヶ浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3 3
議案第 6 号	袖ヶ浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3 5
議案第 7 号	袖ヶ浦市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について	4 0
議案第 8 号	袖ヶ浦市議会議員及び袖ヶ浦市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4 5
議案第 9 号	袖ヶ浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	4 7
議案第 10 号	袖ヶ浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	5 0
議案第 11 号	袖ヶ浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	5 1
議案第 12 号	袖ヶ浦市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	5 2
議案第 13 号	袖ヶ浦市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について	5 4
議案第 14 号	袖ヶ浦市後期基本計画の策定について	別冊
議案第 15 号	昭和放課後児童クラブの指定管理者の指定について	5 5
議案第 16 号	長浦第一放課後児童クラブ及び長浦第二放課後児童クラブの指定管理者の指定について	5 9
議案第 17 号	根形放課後児童クラブの指定管理者の指定について	6 3
議案第 18 号	袖ヶ浦市立代宿児童館の指定管理者の指定について	6 7
議案第 19 号	袖ヶ浦公園の指定管理者の指定について	7 0

議案第20号	百目木公園の指定管理者の指定について	74
議案第21号	百目木公園プールの指定管理者の指定について	78
議案第22号	新堰公園の指定管理者の指定について	82
議案第23号	袖ヶ浦市駐車場、袖ヶ浦市自転車駐車場、袖ヶ浦バスターミナルの指定管理者の指定について	86
議案第24号	袖ヶ浦市社会体育施設の指定管理者の指定について	91
議案第25号	令和7年度袖ヶ浦市一般会計補正予算（第4号）	別冊
議案第26号	令和7年度袖ヶ浦市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第27号	令和7年度袖ヶ浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第28号	令和7年度袖ヶ浦市介護保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第29号	令和7年度袖ヶ浦市下水道事業会計補正予算（第2号）	別冊
議案第30号	教育委員会委員の任命について	97
議案第31号	君津郡市広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び君津郡市広域市町村圏事務組合規約の変更に関する協議について	98
議案第32号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について	99

令和7年第4回（11月招集）
袖ヶ浦市議会定例会議案

No. 1

議案番号	件名等	関係部等
議案 第1号	<p>袖ヶ浦市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について (主な内容)</p> <p>スポーツに関する事務の一部について、教育委員会から市長事務部局へ移管することに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定により、新たに条例を制定しようとするものである。</p> <p>施行日 令和8年4月1日</p>	総務部
議案 第2号	<p>袖ヶ浦市立幼稚園設置条例を廃止する条例の制定について (主な内容)</p> <p>袖ヶ浦市立中川幼稚園の廃園に伴い、条例を廃止しようとするものである。</p> <p>施行日 令和8年4月1日</p>	教育部
議案 第3号	<p>袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について (主な内容)</p> <p>人事院及び千葉県人事委員会の給与改定勧告を踏まえ、一般職の職員に係る給与の改定等を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>施行日 公布の日ほか</p>	総務部
議案 第4号	<p>袖ヶ浦市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について (主な内容)</p> <p>一般職の職員の給与改定等に準じて、常勤特別職の期末手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>施行日 公布の日ほか</p>	総務部
議案 第5号	<p>袖ヶ浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (主な内容)</p> <p>人事院及び千葉県人事委員会の給与改定勧告を踏まえ、一般職の任期付職員に係る給与を改定するため、条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>施行日 公布の日ほか</p>	総務部

議案番号	件 名 等	関係部等
議案 第 6 号	<p>袖ヶ浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について (主な内容)</p> <p>一般職の職員の給与改定に準じて会計年度任用職員の給料表を改定するため、条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>施行日 公布の日</p>	総務部
議案 第 7 号	<p>袖ヶ浦市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について (主な内容)</p> <p>総合計画後期基本計画を推進するため、行政課題に的確に対応し、効率的な運営を図る行政組織に改めることに伴い、関係する条例の一部を改正するものである。</p> <p>施行日 令和 8 年 4 月 1 日</p>	総務部
議案 第 8 号	<p>袖ヶ浦市議会議員及び袖ヶ浦市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について (主な内容)</p> <p>公職選挙法施行令の一部が改正され、ビラ等の作成に関する公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、袖ヶ浦市議会議員及び袖ヶ浦市長の選挙における公費負担の限度額についても国政選挙の基準に準じて引き上げるため、条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>施行日 公布の日</p>	総務部
議案 第 9 号	<p>袖ヶ浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (主な内容)</p> <p>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、家庭的保育事業者等の職員による虐待等の禁止に関する規定及び乳幼児の健康診断に関する規定の見直し並びに地域限定保育士に関する規定が追加されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>施行日 公布の日</p>	市民子育て部
議案 第 10 号	<p>袖ヶ浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (主な内容)</p> <p>放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、放課後児童健全育成事業者等の職員による虐待等の禁止に関する規定の見直し及び新たに地域限定保育士に関する規定が追加されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>施行日 公布の日</p>	市民子育て部

議案番号	件名等	関係部等
議案 第11号	<p>袖ヶ浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (主な内容) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正され、虐待等の禁止に関する規定が整理されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものである。 施行日 公布の日</p>	市民子育て部
議案 第12号	<p>袖ヶ浦市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について (主な内容) 大規模な林野火災発生を未然に防止するため林野火災注意報等を新たに規定し、林野火災予防の実効性の向上を図ることを目的として、条例の一部を改正しようとするものである。 施行日 令和8年1月1日</p>	消防本部
議案 第13号	<p>袖ヶ浦市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について (主な内容) 袖ヶ浦市火災予防条例の一部改正を踏まえ、林野火災注意報等が発令された際の対応等を規定するため、条例の一部を改正しようとするものである。 施行日 令和8年1月1日</p>	環境経済部
議案 第14号	<p>袖ヶ浦市後期基本計画の策定について (主な内容) 基本構想を実現するための基本的な計画であって、まちづくりに係る施策の方向性を体系的に明らかにする後期基本計画を策定するため、袖ヶ浦市総合計画条例第6条の規定により、議会の議決を求めるものである。</p>	企画政策部
議案 第15号	<p>昭和放課後児童クラブの指定管理者の指定について (主な内容) 昭和放課後児童クラブの指定管理者の指定に当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。</p>	市民子育て部
議案 第16号	<p>長浦第一放課後児童クラブ及び長浦第二放課後児童クラブの指定管理者の指定について (主な内容) 長浦第一放課後児童クラブ及び長浦第二放課後児童クラブの指定管理者の指定に当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。</p>	市民子育て部

議案番号	件 名 等	関係部等
議案 第17号	根形放課後児童クラブの指定管理者の指定について (主な内容) 根形放課後児童クラブの指定管理者の指定に当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。	市民子育て部
議案 第18号	袖ヶ浦市立代宿児童館の指定管理者の指定について (主な内容) 袖ヶ浦市立代宿児童館の指定管理者の指定に当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。	市民子育て部
議案 第19号	袖ヶ浦公園の指定管理者の指定について (主な内容) 袖ヶ浦公園の指定管理者の指定に当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。	都市建設部
議案 第20号	百目木公園の指定管理者の指定について (主な内容) 百目木公園の指定管理者の指定に当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。	都市建設部
議案 第21号	百目木公園プールの指定管理者の指定について (主な内容) 百目木公園プールの指定管理者の指定に当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。	都市建設部
議案 第22号	新堰公園の指定管理者の指定について (主な内容) 新堰公園の指定管理者の指定に当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。	都市建設部
議案 第23号	袖ヶ浦市駐車場、袖ヶ浦市自転車駐車場、袖ヶ浦バスターミナルの指定管理者の指定について (主な内容) 袖ヶ浦市駐車場、袖ヶ浦市自転車駐車場、袖ヶ浦バスターミナルの指定管理者の指定に当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。	都市建設部
議案 第24号	袖ヶ浦市社会体育施設の指定管理者の指定について (主な内容) 袖ヶ浦市社会体育施設の指定管理者の指定に当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。	教育部

議案番号	件 名 等			関係部等
議案 第25号	令和7年度袖ヶ浦市一般会計補正予算（第4号） (主な内容)			財政部
	補正後 予算額	補正前 予算額	予算額の増減	
	318億 7千339万9千円	311億 1千869万4千円	7億 5千470万5千円	
議案 第26号	令和7年度袖ヶ浦市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） (主な内容)			市民子育て部
	補正後 予算額	補正前 予算額	予算額の増減	
	60億 6千426万円	59億 9千591万8千円	6千834万2千円	
議案 第27号	令和7年度袖ヶ浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） (主な内容)			市民子育て部
	補正後 予算額	補正前 予算額	予算額の増減	
	9億 6千155万3千円	9億 6千57万7千円	97万6千円	
議案 第28号	令和7年度袖ヶ浦市介護保険特別会計補正予算（第2号） (主な内容)			福祉部
	補正後 予算額	補正前 予算額	予算額の増減	
	52億 9千717万5千円	52億 6千75万2千円	3千642万3千円	
議案 第29号	令和7年度袖ヶ浦市下水道事業会計補正予算（第2号） (主な内容)			都市建設部
	補正後の収益的支出予定額 15億6千789万9千円	補正前の収益的支出予定額 15億6千660万7千円	予定額の増減	
	129万2千円			
	補正後の資本的支出予定額 9億3千167万9千円	補正前の資本的支出予定額 9億3千13万4千円	予定額の増減	
	154万5千円			
議案 第30号	教育委員会委員の任命について (主な内容) 袖ヶ浦市教育委員会委員の中村伸子氏が令和7年12月14日をもって任期満了となるため、後任に渡邊智子氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものである。			教育部

議案番号	件 名 等	関係部等
議案 第31号	<p>君津郡市広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び君津郡市広域市町村圏事務組合規約の変更に関する協議について (主な内容)</p> <p>君津郡市広域市町村圏事務組合で共同処理する事務のうち、児童発達支援センターの設置及び管理運営に関する事務を除くため、君津郡市広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び君津郡市広域市町村圏事務組合規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。</p>	企画政策部
議案 第32号	<p>千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について (主な内容)</p> <p>令和8年3月31日をもって、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体である三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団が解散すること及び、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する職員採用試験の合同実施に関する事務を廃止することに伴い、組合を組織する団体の数の減少、組合の共同処理する事務の変更及び組合規約の変更について、関係地方公共団体と協議するに当たり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。</p>	総務部

袖ヶ浦市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の 概要説明

1 条例制定の背景

スポーツに関する事務の管理及び執行については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第21条において教育委員会が所管する事務と規定されていますが、法第23条第1項の規定により条例で定めるところにより、地方公共団体の長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理及び執行することができるとされています。

本市として、スポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を市長が管理及び執行することにより、スポーツと健康づくりの連携強化、社会体育施設の地理的特性を活かした活用等、まちづくり施策と一体的に推進することを可能にするため、袖ヶ浦市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を制定するものです。

2 条例制定の目的

令和8年度袖ヶ浦市行政組織改正により、スポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を教育委員会から市長事務部局に移管するため、法第23条第1項の規定に基づき、当該事務の管理及び執行について必要な事項を定めることを目的とするものです。

3 施行期日

令和8年4月1日

4 近隣市の状況

千葉市：平成24年4月1日施行

木更津市：平成28年4月1日施行

君津市　：令和4年4月1日施行

5　条例における基本的事項

本　則

本則は、法第23条第1項の規定に基づき、スポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を市長が管理し、及び執行することについて規定するものです。

附　則

第1項ではこの条例の施行期日を、第2項ではこの条例の施行に伴う経過措置を規定するものです。

第3項では、社会体育施設の管理者を教育委員会から市長へ変更するため、袖ヶ浦市社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和61年条例第4号）の一部を改正することについて規定するものです。

附則第3項 袖ヶ浦市社会体育施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>(管理)</p> <p>第4条 体育施設の管理は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、<u>市長</u>_____が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。</p> <p>（指定管理者が行う業務の範囲）</p> <p>第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、_____体育施設の管理及び運営に関する業務のうち、<u>市長のみの権限に属する事務を除く業務</u></p> <p>（休場日）</p> <p>第6条 体育施設の休場日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、体育施設の管理上必要があると認めるときは、<u>市長</u>_____の承認を得て、臨時に開場し、又は休場することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>（開場時間）</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、体育施設の管理上必要があると認めるとき、又は法人等の団体利用において行事等の運営上やむを得ないと認められるときは、<u>市長</u>_____の承認を得て開場時間を変更することができる。</p> <p>（行為の禁止）</p>	<p>(管理)</p> <p>第4条 体育施設の管理は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、<u>袖ヶ浦市教育委員会</u>（以下「教育委員会」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。</p> <p>（指定管理者が行う業務の範囲）</p> <p>第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、<u>教育委員会が別に定める業務</u>（ただし、<u>体育施設の管理及び運営に関する業務のうち教育委員会の権限に属するものは除く。）</u></p> <p>（休場日）</p> <p>第6条 体育施設の休場日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、体育施設の管理上必要があると認めるときは、<u>教育委員会</u>の承認を得て、臨時に開場し、又は休場することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>（開場時間）</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、体育施設の管理上必要があると認めるとき、又は法人等の団体利用において行事等の運営上やむを得ないと認められるときは、<u>教育委員会</u>の承認を得て開場時間を変更することができる。</p> <p>（行為の禁止）</p>

第8条 体育施設を利用しようとする者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)～(3) (略)

(4) 指定管理者若しくは市長の許可のない広告物の掲示若しくは配布、看板若しくは立て札の設置又はこれらに類する行為

(5) 指定管理者又は市長の許可を受けた施設以外での物品等の展示、発表、宣伝、販売、募金その他これらに類する行為

(6) (略)

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者又は市長が掲示をもって禁じた行為

(使用料等)

第14条 (略)

2 (略)

3 別表第2に掲げる施設以外のものに係る利用料金は、指定管理者が市長の承認を得て定める。

(利用料金の収入)

第15条 市長は、指定管理者に前条第3項の利用料金を当該指定管理者の収入として收受させる。

(点検立入り)

第18条 許可利用者は、体育施設の安全確認の点検等のため、利用中の施設に指定管理者又は市の職員が立ち入ることを拒むことができない。

(損害賠償)

第20条 故意又は過失により体育施設の施設又は設備を損傷し、滅失し、又は汚損した者は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、こ

第8条 体育施設を利用しようとする者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)～(3) (略)

(4) 指定管理者若しくは教育委員会の許可のない広告物の掲示若しくは配布、看板若しくは立て札の設置又はこれらに類する行為

(5) 指定管理者又は教育委員会の許可を受けた施設以外での物品等の展示、発表、宣伝、販売、募金その他これらに類する行為

(6) (略)

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者又は教育委員会が掲示をもって禁じた行為

(使用料等)

第14条 (略)

2 (略)

3 別表第2に掲げる施設以外のものに係る利用料金は、指定管理者が教育委員会の承認を得て定める。

(利用料金の収入)

第15条 教育委員会は、指定管理者に前条第3項の利用料金を当該指定管理者の収入として收受させる。

(点検立入り)

第18条 許可利用者は、体育施設の安全確認の点検等のため、利用中の施設に指定管理者又は教育委員会の職員が立ち入ることを拒むことができない。

(損害賠償)

第20条 故意又は過失により体育施設の施設又は設備を損傷し、滅失し、又は汚損した者は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、こ

の限りでない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則_____で定める。

の限りでない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附則第2項 袖ヶ浦市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改 正 後							現 行									
別表（第2条、第4条関係）							別表（第2条、第4条関係）									
区分			報酬額		旅費		区分			報酬額		旅費				
職名			宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)	職名			宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)			
学校	医師	<u>小・中学校</u> _____	年額 (略)	(略)	(略)	(略)	学校	医師	<u>小・中学校</u> <u>、幼稚園</u> _____	年額 (略)	(略)	(略)	(略)			
	歯科医	<u>小・中学校</u> _____		(略)				歯科医			<u>小・中学校</u> <u>、幼稚園</u> _____		(略)			
	薬剤師	<u>小・中学校</u> _____		(略)				薬剤師			<u>小・中学校</u> <u>、幼稚園</u> _____		(略)			
略							略									
備考 1・2 (略)							備考 1・2 (略)									

第1条 袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(宿日直手当) 第20条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、 <u>4,700円</u> を支給する。ただし、規則で定める日に退庁時から引き続いで行われる宿直勤務にあっては、 <u>7,050円</u> を支給する。	(宿日直手当) 第20条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、 <u>4,400円</u> を支給する。ただし、規則で定める日に退庁時から引き続いで行われる宿直勤務にあっては、 <u>6,600円</u> を支給する。
2 前項の勤務は、第17条から第18条の2までの勤務には含まれないものとする。	2 前項の宿日直勤務のうち常直的な宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務に対して、 <u>14,000円</u> を超えない範囲内において市長の定める額とする。
(期末手当) 第21条 (略)	3 前2項の勤務は、第17条から前条までの勤務には含まれないものとする。
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第21条 (略)
(1)～(4) (略)	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは、「 <u>100分の72.5</u> 」とする。	(1)～(4) (略)
4～6 (略)	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは、「 <u>100分の70</u> 」とする。
(勤勉手当) 第22条 (略)	4～6 (略)
	(勤勉手当) 第22条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第1 (第5条関係)

※ 省略。内容については、給料表改定前・改定後新旧対照表を参照のこと。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第1 (第5条関係)

※ 省略。内容については、給料表改定前・改定後新旧対照表を参照のこと。

袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例参考資料

別表第1

給料表改定前・改定後新旧対照表

職務 の級	1 級				2 級				3 級				4 級				
	号 紙	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B-A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B-A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B-A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B-A	引上率 (B-A)/A
		円	円	円		円	円	円		円	円	円		円	円	円	
1	183,500	195,800	12,300	6.70%	230,000	242,000	12,000	5.22%	265,300	276,300	11,000	4.15%	298,800	309,800	11,000	3.68%	
2	184,600	196,900	12,300	6.66%	231,500	243,300	11,800	5.10%	266,300	277,300	11,000	4.13%	300,300	311,300	11,000	3.66%	
3	185,800	198,100	12,300	6.62%	233,000	244,700	11,700	5.02%	267,300	278,300	11,000	4.12%	301,800	312,700	10,900	3.61%	
4	186,900	199,200	12,300	6.58%	234,500	246,100	11,600	4.95%	268,300	279,300	11,000	4.10%	303,200	314,100	10,900	3.59%	
5	188,000	200,300	12,300	6.54%	236,000	247,500	11,500	4.87%	269,300	280,300	11,000	4.08%	304,600	315,500	10,900	3.58%	
6	189,700	202,000	12,300	6.48%	237,500	248,900	11,400	4.80%	270,300	281,300	11,000	4.07%	305,700	316,600	10,900	3.57%	
7	191,300	203,600	12,300	6.43%	239,000	250,300	11,300	4.73%	271,300	282,200	10,900	4.02%	306,700	317,600	10,900	3.55%	
8	192,900	205,200	12,300	6.38%	240,500	251,700	11,200	4.66%	272,300	283,200	10,900	4.00%	307,900	318,800	10,900	3.54%	
9	194,500	206,700	12,200	6.27%	242,000	253,100	11,100	4.59%	273,300	284,200	10,900	3.99%	309,100	320,000	10,900	3.53%	
10	196,200	208,400	12,200	6.22%	243,400	254,300	10,900	4.48%	274,300	285,200	10,900	3.97%	310,700	321,600	10,900	3.51%	
11	197,800	210,000	12,200	6.17%	244,800	255,600	10,800	4.41%	275,300	286,200	10,900	3.96%	312,300	323,200	10,900	3.49%	
12	199,400	211,600	12,200	6.12%	246,200	256,900	10,700	4.35%	276,400	287,200	10,800	3.91%	313,900	324,800	10,900	3.47%	
13	201,000	213,100	12,100	6.02%	247,400	258,100	10,700	4.32%	277,400	288,200	10,800	3.89%	315,400	326,200	10,800	3.42%	
14	202,700	214,800	12,100	5.97%	248,600	259,300	10,700	4.30%	278,700	289,500	10,800	3.88%	317,000	327,800	10,800	3.41%	
15	204,400	216,500	12,100	5.92%	249,800	260,500	10,700	4.28%	280,000	290,800	10,800	3.86%	318,600	329,400	10,800	3.39%	
16	206,100	218,200	12,100	5.87%	251,000	261,700	10,700	4.26%	281,200	292,000	10,800	3.84%	320,200	331,000	10,800	3.37%	
17	207,400	219,400	12,000	5.79%	252,100	262,800	10,700	4.24%	282,500	293,200	10,700	3.79%	321,700	332,400	10,700	3.33%	
18	209,000	221,000	12,000	5.74%	253,200	263,900	10,700	4.23%	283,800	294,500	10,700	3.77%	323,400	334,100	10,700	3.31%	
19	210,600	222,600	12,000	5.70%	254,300	265,000	10,700	4.21%	285,000	295,700	10,700	3.75%	325,000	335,700	10,700	3.29%	
20	212,100	224,100	12,000	5.66%	255,400	266,100	10,700	4.19%	286,200	296,900	10,700	3.74%	326,600	337,300	10,700	3.28%	
21	213,600	225,600	12,000	5.62%	256,400	267,000	10,600	4.13%	287,300	297,900	10,600	3.69%	328,000	338,700	10,700	3.26%	
22	215,200	227,200	12,000	5.58%	257,400	268,000	10,600	4.12%	288,500	299,100	10,600	3.67%	329,700	340,400	10,700	3.25%	
23	216,800	228,800	12,000	5.54%	258,400	269,000	10,600	4.10%	289,800	300,300	10,500	3.62%	331,400	342,100	10,700	3.23%	
24	218,400	230,400	12,000	5.49%	259,400	270,000	10,600	4.09%	291,100	301,600	10,500	3.61%	333,000	343,700	10,700	3.21%	
25	220,000	232,000	12,000	5.45%	260,400	271,000	10,600	4.07%	292,400	302,900	10,500	3.59%	334,200	344,900	10,700	3.20%	

職務 の級	1 級				2 級				3 級				4 級			
	号 紙	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B-A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B-A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B-A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B-A
26	221,700	233,700	12,000	5.41%	261,300	271,900	10,600	4.06%	293,400	303,900	10,500	3.58%	336,100	346,800	10,700	3.18%
27	223,000	235,000	12,000	5.38%	262,200	272,700	10,500	4.00%	294,400	304,900	10,500	3.57%	337,800	348,500	10,700	3.17%
28	224,300	236,300	12,000	5.35%	263,100	273,600	10,500	3.99%	295,500	305,900	10,400	3.52%	339,400	350,100	10,700	3.15%
29	225,600	237,600	12,000	5.32%	263,900	274,400	10,500	3.98%	296,600	307,000	10,400	3.51%	340,900	351,600	10,700	3.14%
30	226,700	238,700	12,000	5.29%	264,700	275,200	10,500	3.97%	297,800	308,200	10,400	3.49%	342,500	353,200	10,700	3.12%
31	227,800	239,800	12,000	5.27%	265,500	276,000	10,500	3.95%	298,900	309,300	10,400	3.48%	344,100	354,800	10,700	3.11%
32	228,900	240,900	12,000	5.24%	266,300	276,700	10,400	3.91%	300,100	310,500	10,400	3.47%	345,700	356,400	10,700	3.10%
33	230,000	242,000	12,000	5.22%	267,000	277,400	10,400	3.90%	301,300	311,600	10,300	3.42%	347,400	358,100	10,700	3.08%
34	231,100	242,900	11,800	5.11%	267,800	278,200	10,400	3.88%	302,600	312,900	10,300	3.40%	349,200	359,900	10,700	3.06%
35	232,200	243,800	11,600	5.00%	268,600	279,000	10,400	3.87%	303,900	314,200	10,300	3.39%	351,000	361,700	10,700	3.05%
36	233,300	244,800	11,500	4.93%	269,300	279,600	10,300	3.82%	305,200	315,500	10,300	3.37%	352,800	363,500	10,700	3.03%
37	234,400	245,800	11,400	4.86%	270,000	280,300	10,300	3.81%	306,500	316,700	10,200	3.33%	354,300	365,000	10,700	3.02%
38	235,400	246,700	11,300	4.80%	270,800	281,100	10,300	3.80%	307,800	318,000	10,200	3.31%	355,700	366,400	10,700	3.01%
39	236,400	247,600	11,200	4.74%	271,600	281,800	10,200	3.76%	309,100	319,300	10,200	3.30%	357,100	367,800	10,700	3.00%
40	237,300	248,400	11,100	4.68%	272,300	282,500	10,200	3.75%	310,400	320,600	10,200	3.29%	358,500	369,200	10,700	2.98%
41	238,200	249,200	11,000	4.62%	273,000	283,200	10,200	3.74%	311,700	321,900	10,200	3.27%	360,000	370,700	10,700	2.97%
42	239,100	249,900	10,800	4.52%	273,800	283,900	10,100	3.69%	313,000	323,100	10,100	3.23%	360,800	371,500	10,700	2.97%
43	239,900	250,500	10,600	4.42%	274,600	284,600	10,000	3.64%	314,300	324,400	10,100	3.21%	361,800	372,400	10,600	2.93%
44	240,700	251,100	10,400	4.32%	275,300	285,300	10,000	3.63%	315,400	325,500	10,100	3.20%	362,800	373,400	10,600	2.92%
45	241,400	251,800	10,400	4.31%	276,000	286,000	10,000	3.62%	316,300	326,400	10,100	3.19%	363,700	374,300	10,600	2.91%
46	242,000	252,400	10,400	4.30%	276,700	286,600	9,900	3.58%	317,600	327,700	10,100	3.18%	364,800	375,400	10,600	2.91%
47	242,600	253,000	10,400	4.29%	277,400	287,300	9,900	3.57%	318,900	329,000	10,100	3.17%	365,700	376,300	10,600	2.90%
48	243,200	253,600	10,400	4.28%	278,100	287,900	9,800	3.52%	320,200	330,300	10,100	3.15%	366,700	377,300	10,600	2.89%
49	243,800	254,100	10,300	4.22%	278,800	288,600	9,800	3.52%	321,400	331,400	10,000	3.11%	367,600	378,200	10,600	2.88%
50	244,400	254,700	10,300	4.21%	279,500	289,200	9,700	3.47%	322,700	332,700	10,000	3.10%	368,300	378,900	10,600	2.88%
51	245,000	255,300	10,300	4.20%	280,200	289,900	9,700	3.46%	323,900	333,900	10,000	3.09%	369,000	379,600	10,600	2.87%
52	245,500	255,800	10,300	4.20%	280,900	290,600	9,700	3.45%	325,100	335,100	10,000	3.08%	369,600	380,200	10,600	2.87%
53	246,000	256,200	10,200	4.15%	281,500	291,100	9,600	3.41%	326,400	336,400	10,000	3.06%	370,000	380,600	10,600	2.86%

職務 の級	1 級				2 級				3 級				4 級			
	号 紙	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B-A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B-A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B-A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B-A
54	246,400	256,600	10,200	4.14%	282,200	291,700	9,500	3.37%	327,500	337,400	9,900	3.02%	370,600	381,200	10,600	2.86%
55	246,700	256,900	10,200	4.13%	282,800	292,300	9,500	3.36%	328,600	338,500	9,900	3.01%	371,300	381,800	10,500	2.83%
56	247,000	257,200	10,200	4.13%	283,500	293,000	9,500	3.35%	329,700	339,600	9,900	3.00%	372,000	382,500	10,500	2.82%
57	247,300	257,500	10,200	4.12%	284,100	293,600	9,500	3.34%	330,400	340,300	9,900	3.00%	372,300	382,800	10,500	2.82%
58	247,600	257,800	10,200	4.12%	284,800	294,200	9,400	3.30%	331,300	341,200	9,900	2.99%	373,000	383,500	10,500	2.82%
59	247,900	258,100	10,200	4.11%	285,400	294,800	9,400	3.29%	332,000	341,900	9,900	2.98%	373,700	384,200	10,500	2.81%
60	248,200	258,400	10,200	4.11%	286,100	295,500	9,400	3.29%	332,800	342,700	9,900	2.97%	374,300	384,800	10,500	2.81%
61	248,500	258,700	10,200	4.10%	286,700	296,100	9,400	3.28%	333,600	343,500	9,900	2.97%	374,600	385,100	10,500	2.80%
62	248,800	259,000	10,200	4.10%	287,400	296,700	9,300	3.24%	334,000	343,900	9,900	2.96%	375,100	385,600	10,500	2.80%
63	249,100	259,300	10,200	4.09%	288,000	297,200	9,200	3.19%	334,600	344,400	9,800	2.93%	375,700	386,200	10,500	2.79%
64	249,400	259,600	10,200	4.09%	288,500	297,700	9,200	3.19%	335,300	345,100	9,800	2.92%	376,300	386,800	10,500	2.79%
65	249,700	259,900	10,200	4.08%	289,000	298,200	9,200	3.18%	336,100	345,900	9,800	2.92%	376,600	387,100	10,500	2.79%
66	250,000	260,200	10,200	4.08%	289,600	298,800	9,200	3.18%	336,800	346,600	9,800	2.91%	377,200	387,700	10,500	2.78%
67	250,300	260,500	10,200	4.08%	290,100	299,300	9,200	3.17%	337,500	347,300	9,800	2.90%	377,900	388,400	10,500	2.78%
68	250,600	260,800	10,200	4.07%	290,700	299,900	9,200	3.16%	338,100	347,900	9,800	2.90%	378,500	389,000	10,500	2.77%
69	250,900	261,100	10,200	4.07%	291,200	300,300	9,100	3.13%	338,600	348,400	9,800	2.89%	378,900	389,400	10,500	2.77%
70	251,200	261,400	10,200	4.06%	291,700	300,800	9,100	3.12%	339,200	349,000	9,800	2.89%	379,400	389,900	10,500	2.77%
71	251,500	261,700	10,200	4.06%	292,300	301,300	9,000	3.08%	339,700	349,500	9,800	2.88%	380,000	390,500	10,500	2.76%
72	251,800	262,000	10,200	4.05%	292,900	301,900	9,000	3.07%	340,300	350,100	9,800	2.88%	380,500	391,000	10,500	2.76%
73	252,100	262,300	10,200	4.05%	293,400	302,400	9,000	3.07%	340,600	350,400	9,800	2.88%	381,000	391,500	10,500	2.76%
74	252,400	262,600	10,200	4.04%	293,900	302,800	8,900	3.03%	341,100	350,900	9,800	2.87%	381,600	392,100	10,500	2.75%
75	252,700	262,900	10,200	4.04%	294,300	303,100	8,800	2.99%	341,500	351,200	9,700	2.84%	382,100	392,500	10,400	2.72%
76	253,000	263,200	10,200	4.03%	294,600	303,400	8,800	2.99%	341,900	351,600	9,700	2.84%	382,400	392,800	10,400	2.72%
77	253,300	263,500	10,200	4.03%	294,800	303,600	8,800	2.99%	342,300	352,000	9,700	2.83%	382,800	393,200	10,400	2.72%
78	253,600	263,800	10,200	4.02%	295,100	303,900	8,800	2.98%	342,800	352,500	9,700	2.83%	383,300	393,700	10,400	2.71%
79	253,900	264,100	10,200	4.02%	295,300	304,100	8,800	2.98%	343,300	353,000	9,700	2.83%	383,700	394,100	10,400	2.71%
80	254,200	264,400	10,200	4.01%	295,600	304,400	8,800	2.98%	343,800	353,500	9,700	2.82%	384,100	394,500	10,400	2.71%
81	254,500	264,700	10,200	4.01%	295,800	304,600	8,800	2.97%	344,100	353,800	9,700	2.82%	384,500	394,900	10,400	2.70%

職務 の級	1 級				2 級				3 級				4 級			
	号 紙	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B-A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B-A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B-A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B-A
82	254,800	265,000	10,200	4.00%	296,000	304,800	8,800	2.97%	344,500	354,200	9,700	2.82%	385,000	395,400	10,400	2.70%
83	255,100	265,300	10,200	4.00%	296,300	305,100	8,800	2.97%	344,900	354,600	9,700	2.81%	385,400	395,800	10,400	2.70%
84	255,400	265,600	10,200	3.99%	296,500	305,300	8,800	2.97%	345,300	355,000	9,700	2.81%	385,800	396,200	10,400	2.70%
85	255,700	265,900	10,200	3.99%	296,800	305,600	8,800	2.96%	345,600	355,300	9,700	2.81%	386,100	396,500	10,400	2.69%
86	256,000	266,200	10,200	3.98%					346,000	355,700	9,700	2.80%				
87	256,300	266,500	10,200	3.98%					346,400	356,100	9,700	2.80%				
88	256,600	266,800	10,200	3.98%					346,800	356,500	9,700	2.80%				
89	256,900	267,100	10,200	3.97%					347,000	356,700	9,700	2.80%				
90	257,200	267,400	10,200	3.97%					347,400	357,100	9,700	2.79%				
91	257,500	267,700	10,200	3.96%					347,800	357,500	9,700	2.79%				
92	257,800	268,000	10,200	3.96%					348,200	357,900	9,700	2.79%				
93	258,100	268,300	10,200	3.95%					348,400	358,100	9,700	2.78%				
94									348,800	358,400	9,600	2.75%				
95									349,200	358,800	9,600	2.75%				
96									349,500	359,100	9,600	2.75%				
97									349,800	359,400	9,600	2.74%				
98									350,200	359,800	9,600	2.74%				
99									350,600	360,200	9,600	2.74%				
100									351,000	360,600	9,600	2.74%				
101									351,500	361,100	9,600	2.73%				
102									351,900	361,500	9,600	2.73%				
103									352,300	361,900	9,600	2.72%				
104									352,700	362,300	9,600	2.72%				
105									353,200	362,800	9,600	2.72%				
106									353,600	363,200	9,600	2.71%				
107									353,900	363,500	9,600	2.71%				
108									354,200	363,800	9,600	2.71%				
109									354,700	364,200	9,500	2.68%				

職務 の級	1 級				2 級				3 級				4 級				
	号 紙	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B-A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B-A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B-A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B-A	引上率 (B-A)/A
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		192,000	200,300	8,300	4.32%	219,500	227,800	8,300	3.78%	260,000	269,500	9,500	3.65%	279,700	290,100	10,400	3.72%
任期 付職 員		194,500	206,700	12,200	6.27%	230,000	242,000	12,000	5.22%	261,600	272,600	11,000	4.20%	292,100	303,100	11,000	3.77%

職務 の級	5 級				6 級				7 級				8 級			
	号 紙	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B-A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B-A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B-A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B-A
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	321, 300	332, 600	11, 300	3. 52%	355, 200	366, 800	11, 600	3. 27%	408, 300	420, 700	12, 400	3. 04%	458, 300	471, 900	13, 600	2. 97%
2	323, 100	334, 400	11, 300	3. 50%	356, 900	368, 500	11, 600	3. 25%	410, 200	422, 600	12, 400	3. 02%	463, 800	477, 200	13, 400	2. 89%
3	324, 900	336, 200	11, 300	3. 48%	358, 500	370, 100	11, 600	3. 24%	412, 100	424, 500	12, 400	3. 01%	468, 800	482, 100	13, 300	2. 84%
4	326, 600	337, 900	11, 300	3. 46%	360, 100	371, 700	11, 600	3. 22%	413, 900	426, 300	12, 400	3. 00%	473, 500	486, 700	13, 200	2. 79%
5	328, 300	339, 600	11, 300	3. 44%	361, 700	373, 300	11, 600	3. 21%	415, 700	428, 100	12, 400	2. 98%	477, 500	490, 700	13, 200	2. 76%
6	330, 000	341, 300	11, 300	3. 42%	363, 500	375, 100	11, 600	3. 19%	417, 500	429, 900	12, 400	2. 97%	481, 000	494, 100	13, 100	2. 72%
7	331, 700	343, 000	11, 300	3. 41%	365, 000	376, 600	11, 600	3. 18%	419, 300	431, 700	12, 400	2. 96%	484, 000	497, 000	13, 000	2. 69%
8	333, 400	344, 600	11, 200	3. 36%	366, 600	378, 200	11, 600	3. 16%	421, 100	433, 500	12, 400	2. 94%	486, 500	499, 500	13, 000	2. 67%
9	335, 000	346, 200	11, 200	3. 34%	368, 000	379, 500	11, 500	3. 13%	422, 700	435, 100	12, 400	2. 93%	488, 500	501, 500	13, 000	2. 66%
10	336, 700	347, 900	11, 200	3. 33%	369, 600	381, 100	11, 500	3. 11%	424, 200	436, 600	12, 400	2. 92%				
11	338, 400	349, 600	11, 200	3. 31%	371, 200	382, 700	11, 500	3. 10%	425, 700	438, 100	12, 400	2. 91%				
12	340, 000	351, 200	11, 200	3. 29%	372, 700	384, 200	11, 500	3. 09%	427, 200	439, 600	12, 400	2. 90%				
13	341, 500	352, 700	11, 200	3. 28%	374, 600	386, 100	11, 500	3. 07%	428, 700	441, 100	12, 400	2. 89%				
14	343, 100	354, 300	11, 200	3. 26%	376, 500	388, 000	11, 500	3. 05%	430, 000	442, 400	12, 400	2. 88%				
15	344, 700	355, 900	11, 200	3. 25%	378, 400	389, 900	11, 500	3. 04%	431, 300	443, 700	12, 400	2. 88%				
16	346, 200	357, 400	11, 200	3. 24%	380, 200	391, 700	11, 500	3. 02%	432, 500	444, 900	12, 400	2. 87%				
17	347, 600	358, 800	11, 200	3. 22%	381, 700	393, 200	11, 500	3. 01%	433, 700	446, 100	12, 400	2. 86%				
18	349, 300	360, 500	11, 200	3. 21%	383, 500	395, 000	11, 500	3. 00%	435, 000	447, 400	12, 400	2. 85%				
19	350, 900	362, 100	11, 200	3. 19%	385, 200	396, 700	11, 500	2. 99%	436, 300	448, 700	12, 400	2. 84%				
20	352, 500	363, 700	11, 200	3. 18%	386, 800	398, 300	11, 500	2. 97%	437, 500	449, 900	12, 400	2. 83%				
21	353, 700	364, 800	11, 100	3. 14%	388, 500	400, 000	11, 500	2. 96%	438, 700	451, 100	12, 400	2. 83%				
22	355, 200	366, 300	11, 100	3. 13%	389, 900	401, 400	11, 500	2. 95%	439, 500	451, 900	12, 400	2. 82%				
23	356, 700	367, 800	11, 100	3. 11%	391, 300	402, 800	11, 500	2. 94%	440, 300	452, 700	12, 400	2. 82%				
24	358, 200	369, 300	11, 100	3. 10%	392, 700	404, 200	11, 500	2. 93%	441, 100	453, 500	12, 400	2. 81%				
25	359, 900	371, 000	11, 100	3. 08%	394, 100	405, 600	11, 500	2. 92%	441, 700	454, 100	12, 400	2. 81%				
26	361, 700	372, 800	11, 100	3. 07%	395, 300	406, 800	11, 500	2. 91%	442, 300	454, 700	12, 400	2. 80%				
27	363, 400	374, 400	11, 000	3. 03%	396, 500	408, 000	11, 500	2. 90%	442, 900	455, 300	12, 400	2. 80%				

職務 の級	5 級				6 級				7 級				8 級			
	号 紙	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B-A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B-A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B-A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B-A
28	365,100	376,100	11,000	3.01%	397,500	409,000	11,500	2.89%	443,500	455,900	12,400	2.80%				
29	366,500	377,500	11,000	3.00%	398,600	410,100	11,500	2.89%	444,200	456,600	12,400	2.79%				
30	367,800	378,800	11,000	2.99%	399,800	411,300	11,500	2.88%	445,000	457,400	12,400	2.79%				
31	369,000	380,000	11,000	2.98%	400,900	412,400	11,500	2.87%	445,400	457,800	12,400	2.78%				
32	370,400	381,400	11,000	2.97%	402,000	413,500	11,500	2.86%	446,100	458,500	12,400	2.78%				
33	371,500	382,500	11,000	2.96%	402,700	414,200	11,500	2.86%	446,600	459,000	12,400	2.78%				
34	372,400	383,400	11,000	2.95%	403,400	414,900	11,500	2.85%	447,000	459,400	12,400	2.77%				
35	373,400	384,400	11,000	2.95%	404,100	415,500	11,400	2.82%	447,400	459,800	12,400	2.77%				
36	374,500	385,400	10,900	2.91%	404,800	416,200	11,400	2.82%	447,800	460,200	12,400	2.77%				
37	375,300	386,200	10,900	2.90%	405,400	416,800	11,400	2.81%	448,200	460,600	12,400	2.77%				
38	376,200	387,100	10,900	2.90%	406,000	417,400	11,400	2.81%	448,600	460,900	12,300	2.74%				
39	377,100	388,000	10,900	2.89%	406,500	417,900	11,400	2.80%	449,000	461,200	12,200	2.72%				
40	377,900	388,800	10,900	2.88%	406,900	418,300	11,400	2.80%	449,300	461,500	12,200	2.72%				
41	378,700	389,600	10,900	2.88%	407,300	418,700	11,400	2.80%	449,600	461,800	12,200	2.71%				
42	379,500	390,400	10,900	2.87%	407,500	418,900	11,400	2.80%	450,000	462,100	12,100	2.69%				
43	380,300	391,200	10,900	2.87%	407,800	419,200	11,400	2.80%	450,300	462,400	12,100	2.69%				
44	381,000	391,900	10,900	2.86%	408,100	419,500	11,400	2.79%	450,600	462,700	12,100	2.69%				
45	381,700	392,600	10,900	2.86%	408,400	419,800	11,400	2.79%	450,900	463,000	12,100	2.68%				
46	382,400	393,300	10,900	2.85%	408,700	420,100	11,400	2.79%								
47	383,100	394,000	10,900	2.85%	409,000	420,400	11,400	2.79%								
48	383,800	394,700	10,900	2.84%	409,300	420,700	11,400	2.79%								
49	384,300	395,200	10,900	2.84%	409,500	420,900	11,400	2.78%								
50	384,900	395,800	10,900	2.83%	409,800	421,200	11,400	2.78%								
51	385,500	396,400	10,900	2.83%	410,100	421,400	11,300	2.76%								
52	386,200	397,100	10,900	2.82%	410,400	421,700	11,300	2.75%								
53	386,600	397,500	10,900	2.82%	410,600	421,900	11,300	2.75%								
54	387,200	398,100	10,900	2.82%	410,900	422,200	11,300	2.75%								
55	387,800	398,700	10,900	2.81%	411,200	422,500	11,300	2.75%								

職務 の級	5 級				6 級				7 級				8 級				
	号 紙	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B-A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B-A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B-A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B-A	引上率 (B-A)/A
56	388,300	399,200	10,900	2.81%	411,500	422,800	11,300	2.75%									
57	388,700	399,600	10,900	2.80%	411,700	423,000	11,300	2.74%									
58	389,300	400,200	10,900	2.80%	412,000	423,300	11,300	2.74%									
59	389,900	400,800	10,900	2.80%	412,300	423,600	11,300	2.74%									
60	390,400	401,300	10,900	2.79%	412,500	423,800	11,300	2.74%									
61	390,800	401,700	10,900	2.79%	412,700	424,000	11,300	2.74%									
62	391,300	402,200	10,900	2.79%	413,000	424,300	11,300	2.74%									
63	391,800	402,700	10,900	2.78%	413,300	424,600	11,300	2.73%									
64	392,400	403,300	10,900	2.78%	413,500	424,800	11,300	2.73%									
65	392,700	403,600	10,900	2.78%	413,700	425,000	11,300	2.73%									
66	393,100	404,000	10,900	2.77%	414,000	425,300	11,300	2.73%									
67	393,500	404,300	10,800	2.74%	414,300	425,600	11,300	2.73%									
68	393,900	404,700	10,800	2.74%	414,500	425,800	11,300	2.73%									
69	394,200	405,000	10,800	2.74%	414,700	426,000	11,300	2.72%									
70	394,500	405,300	10,800	2.74%	415,000	426,300	11,300	2.72%									
71	394,800	405,600	10,800	2.74%	415,300	426,600	11,300	2.72%									
72	395,000	405,800	10,800	2.73%	415,500	426,800	11,300	2.72%									
73	395,200	406,000	10,800	2.73%	415,700	427,000	11,300	2.72%									
74	395,500	406,300	10,800	2.73%													
75	395,800	406,600	10,800	2.73%													
76	396,000	406,800	10,800	2.73%													
77	396,200	407,000	10,800	2.73%													
78	396,500	407,300	10,800	2.72%													
79	396,800	407,600	10,800	2.72%													
80	397,000	407,800	10,800	2.72%													
81	397,200	408,000	10,800	2.72%													
82	397,500	408,300	10,800	2.72%													
83	397,800	408,600	10,800	2.71%													

職務 の級	5 級				6 級				7 級				8 級				
	号 紙	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B-A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B-A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B-A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B-A	引上率 (B-A)/A
84	398,000	408,800	10,800	2.71%													
85	398,200	409,000	10,800	2.71%													
86																	
87																	
88																	
89																	
90																	
91																	
92																	
93																	
94																	
95																	
96																	
97																	
98																	
99																	
100																	
101																	
102																	
103																	
104																	
105																	
106																	
107																	
108																	
109																	

職務 の級	5 級				6 級				7 級				8 級			
	号 紙	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B-A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B-A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B-A	引上率 (B-A)/A	改定前 給料 A	改定後 給料 B	引上額 B-A
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	294,900	305,700	10,800	3.66%	320,600	331,900	11,300	3.52%	362,700	374,800	12,100	3.34%	396,200	409,200	13,000	3.28%
任期 付職 員	306,400	317,700	11,300	3.69%	330,200	341,800	11,600	3.51%	371,000	383,400	12,400	3.34%	411,200	424,800	13,600	3.31%

第2条 袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改 正 後	本改正条例第1条の規定による改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは、「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算し</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算し</p>

た額に100分の106.25を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

た額に100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

第1条 袖ヶ浦市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 市長等の期末手当の支給については、袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例（昭和46年条例第22号。以下「一般職員給与条例」という。）を適用する。この場合において、一般職員給与条例中「職員」とあるのを「市長等」に読み替えるものとする。ただし、期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において、市長等が受けるべき給料及び地域手当の月額の合計額に、その者が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の235</u>の割合を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 市長等の期末手当の支給については、袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例（昭和46年条例第22号。以下「一般職員給与条例」という。）を適用する。この場合において、一般職員給与条例中「職員」とあるのを「市長等」に読み替えるものとする。ただし、期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において、市長等が受けるべき給料及び地域手当の月額の合計額に、その者が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の230</u>の割合を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

第2条 袖ヶ浦市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表

改 正 後	本改正条例第1条の規定による改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 市長等の期末手当の支給については、袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例（昭和46年条例第22号。以下「一般職員給与条例」という。）を適用する。この場合において、一般職員給与条例中「職員」とあるのを「市長等」に読み替えるものとする。ただし、期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において、市長等が受けるべき給料及び地域手当の月額の合計額に、その者が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の232.5</u>の割合を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 市長等の期末手当の支給については、袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例（昭和46年条例第22号。以下「一般職員給与条例」という。）を適用する。この場合において、一般職員給与条例中「職員」とあるのを「市長等」に読み替えるものとする。ただし、期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において、市長等が受けるべき給料及び地域手当の月額の合計額に、その者が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の235</u>の割合を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

第1条 袖ヶ浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行																																
<p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>405,000</td></tr> <tr> <td>2</td><td>455,000</td></tr> <tr> <td>3</td><td>508,000</td></tr> <tr> <td>4</td><td>574,000</td></tr> <tr> <td>5</td><td>655,000</td></tr> <tr> <td>6</td><td>765,000</td></tr> <tr> <td>7</td><td>893,000</td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額（円）	1	405,000	2	455,000	3	508,000	4	574,000	5	655,000	6	765,000	7	893,000	<p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>392,000</td></tr> <tr> <td>2</td><td>440,000</td></tr> <tr> <td>3</td><td>492,000</td></tr> <tr> <td>4</td><td>555,000</td></tr> <tr> <td>5</td><td>634,000</td></tr> <tr> <td>6</td><td>740,000</td></tr> <tr> <td>7</td><td>864,000</td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額（円）	1	392,000	2	440,000	3	492,000	4	555,000	5	634,000	6	740,000	7	864,000
号給	給料月額（円）																																
1	405,000																																
2	455,000																																
3	508,000																																
4	574,000																																
5	655,000																																
6	765,000																																
7	893,000																																
号給	給料月額（円）																																
1	392,000																																
2	440,000																																
3	492,000																																
4	555,000																																
5	634,000																																
6	740,000																																
7	864,000																																
<p>2・3 (略)</p> <p>(袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第19条の2第1項及び第2項、第21条第2項、第22条第2項第1号並びに第23条の3第3項の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項及び第2項並びに第23条の3第3項中「第23条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、給与条例第22条第2項第1号中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の90</u>」とする。</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>(袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第19条の2第1項及び第2項、第21条第2項、第22条第2項第1号並びに第23条の3第3項の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項及び第2項並びに第23条の3第3項中「第23条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、給与条例第22条第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」とする。</p>																																

第2条 袖ヶ浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

改 正 後	本改正条例第1条の規定による改正後
<p>(袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定期付職員に対する給与条例第19条の2第1項及び第2項、第21条第2項、第22条第2項第1号並びに第23条の3第3項の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項及び第2項並びに第23条の3第3項中「第23条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」と、給与条例第22条第2項第1号中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の88.75</u>」とする。</p>	<p>(袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定期付職員に対する給与条例第19条の2第1項及び第2項、第21条第2項、第22条第2項第1号並びに第23条の3第3項の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項及び第2項並びに第23条の3第3項中「第23条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、給与条例第22条第2項第1号中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の90</u>」とする。</p>

袖ヶ浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改 正 後				現 行				
別表第1 (第4条関係)				別表第1 (第4条関係)				
職種		職務の級	1級	2級	職種	職務の級	1級	2級
号給		給料月額	給料月額	号給		給料月額	給料月額	
			円			円		円
(1) (2)から(5)までに規定する職種以外の職種	1	1 9 5, 8 0 0		2 4 2, 0 0 0		1	1 8 3, 5 0 0	
	2	1 9 6, 9 0 0		2 4 3, 3 0 0		2	1 8 4, 6 0 0	
	3	1 9 8, 1 0 0		2 4 4, 7 0 0		3	1 8 5, 8 0 0	
	4	1 9 9, 2 0 0		2 4 6, 1 0 0		4	1 8 6, 9 0 0	
	5	2 0 0, 3 0 0		2 4 7, 5 0 0		5	1 8 8, 0 0 0	
	6	2 0 2, 0 0 0		2 4 8, 9 0 0		6	1 8 9, 7 0 0	
	7	2 0 3, 6 0 0		2 5 0, 3 0 0		7	1 9 1, 3 0 0	
	8	2 0 5, 2 0 0		2 5 1, 7 0 0		8	1 9 2, 9 0 0	
	9	2 0 6, 7 0 0		2 5 3, 1 0 0		9	1 9 4, 5 0 0	
	10	2 0 8, 4 0 0		2 5 4, 3 0 0		10	1 9 6, 2 0 0	
	11	2 1 0, 0 0 0		2 5 5, 6 0 0		11	1 9 7, 8 0 0	
	12	2 1 1, 6 0 0		2 5 6, 9 0 0		12	1 9 9, 4 0 0	
	13	2 1 3, 1 0 0		2 5 8, 1 0 0		13	2 0 1, 0 0 0	
	14	2 1 4, 8 0 0		2 5 9, 3 0 0		14	2 0 2, 7 0 0	
	15	2 1 6, 5 0 0		2 6 0, 5 0 0		15	2 0 4, 4 0 0	
	16	2 1 8, 2 0 0		2 6 1, 7 0 0		16	2 0 6, 1 0 0	
	17	2 1 9, 4 0 0		2 6 2, 8 0 0		17	2 0 7, 4 0 0	

<u>18</u>	<u>2 2 1, 0 0 0</u>	<u>2 6 3, 9 0 0</u>
<u>19</u>	<u>2 2 2, 6 0 0</u>	<u>2 6 5, 0 0 0</u>
<u>20</u>	<u>2 2 4, 1 0 0</u>	<u>2 6 6, 1 0 0</u>
<u>21</u>	<u>2 2 5, 6 0 0</u>	<u>2 6 7, 0 0 0</u>
<u>22</u>	<u>2 2 7, 2 0 0</u>	<u>2 6 8, 0 0 0</u>
<u>23</u>	<u>2 2 8, 8 0 0</u>	<u>2 6 9, 0 0 0</u>
<u>24</u>	<u>2 3 0, 4 0 0</u>	<u>2 7 0, 0 0 0</u>
<u>25</u>	<u>2 3 2, 0 0 0</u>	<u>2 7 1, 0 0 0</u>
<u>26</u>	<u>2 3 3, 7 0 0</u>	<u>2 7 1, 9 0 0</u>
<u>27</u>	<u>2 3 5, 0 0 0</u>	<u>2 7 2, 7 0 0</u>
<u>28</u>	<u>2 3 6, 3 0 0</u>	<u>2 7 3, 6 0 0</u>
<u>29</u>	<u>2 3 7, 6 0 0</u>	<u>2 7 4, 4 0 0</u>
<u>30</u>	<u>2 3 8, 7 0 0</u>	<u>2 7 5, 2 0 0</u>
<u>31</u>	<u>2 3 9, 8 0 0</u>	<u>2 7 6, 0 0 0</u>
<u>32</u>	<u>2 4 0, 9 0 0</u>	<u>2 7 6, 7 0 0</u>
<u>33</u>	<u>2 4 2, 0 0 0</u>	<u>2 7 7, 4 0 0</u>
<u>34</u>	<u>2 4 2, 9 0 0</u>	<u>2 7 8, 2 0 0</u>
<u>35</u>	<u>2 4 3, 8 0 0</u>	<u>2 7 9, 0 0 0</u>
<u>36</u>	<u>2 4 4, 8 0 0</u>	<u>2 7 9, 6 0 0</u>
<u>37</u>	<u>2 4 5, 8 0 0</u>	<u>2 8 0, 3 0 0</u>
<u>38</u>	<u>2 4 6, 7 0 0</u>	<u>2 8 1, 1 0 0</u>
<u>39</u>	<u>2 4 7, 6 0 0</u>	<u>2 8 1, 8 0 0</u>
<u>40</u>	<u>2 4 8, 4 0 0</u>	<u>2 8 2, 5 0 0</u>
<u>41</u>	<u>2 4 9, 2 0 0</u>	<u>2 8 3, 2 0 0</u>
<u>42</u>	<u>2 4 9, 9 0 0</u>	<u>2 8 3, 9 0 0</u>
<u>43</u>	<u>2 5 0, 5 0 0</u>	<u>2 8 4, 6 0 0</u>

<u>18</u>	<u>2 0 9, 0 0 0</u>	<u>2 5 3, 2 0 0</u>
<u>19</u>	<u>2 1 0, 6 0 0</u>	<u>2 5 4, 3 0 0</u>
<u>20</u>	<u>2 1 2, 1 0 0</u>	<u>2 5 5, 4 0 0</u>
<u>21</u>	<u>2 1 3, 6 0 0</u>	<u>2 5 6, 4 0 0</u>
<u>22</u>	<u>2 1 5, 2 0 0</u>	<u>2 5 7, 4 0 0</u>
<u>23</u>	<u>2 1 6, 8 0 0</u>	<u>2 5 8, 4 0 0</u>
<u>24</u>	<u>2 1 8, 4 0 0</u>	<u>2 5 9, 4 0 0</u>
<u>25</u>	<u>2 2 0, 0 0 0</u>	<u>2 6 0, 4 0 0</u>
<u>26</u>	<u>2 2 1, 7 0 0</u>	<u>2 6 1, 3 0 0</u>
<u>27</u>	<u>2 2 3, 0 0 0</u>	<u>2 6 2, 2 0 0</u>
<u>28</u>	<u>2 2 4, 3 0 0</u>	<u>2 6 3, 1 0 0</u>
<u>29</u>	<u>2 2 5, 6 0 0</u>	<u>2 6 3, 9 0 0</u>
<u>30</u>	<u>2 2 6, 7 0 0</u>	<u>2 6 4, 7 0 0</u>
<u>31</u>	<u>2 2 7, 8 0 0</u>	<u>2 6 5, 5 0 0</u>
<u>32</u>	<u>2 2 8, 9 0 0</u>	<u>2 6 6, 3 0 0</u>
<u>33</u>	<u>2 3 0, 0 0 0</u>	<u>2 6 7, 0 0 0</u>
<u>34</u>	<u>2 3 1, 1 0 0</u>	<u>2 6 7, 8 0 0</u>
<u>35</u>	<u>2 3 2, 2 0 0</u>	<u>2 6 8, 6 0 0</u>
<u>36</u>	<u>2 3 3, 3 0 0</u>	<u>2 6 9, 3 0 0</u>
<u>37</u>	<u>2 3 4, 4 0 0</u>	<u>2 7 0, 0 0 0</u>
<u>38</u>	<u>2 3 5, 4 0 0</u>	<u>2 7 0, 8 0 0</u>
<u>39</u>	<u>2 3 6, 4 0 0</u>	<u>2 7 1, 6 0 0</u>
<u>40</u>	<u>2 3 7, 3 0 0</u>	<u>2 7 2, 3 0 0</u>
<u>41</u>	<u>2 3 8, 2 0 0</u>	<u>2 7 3, 0 0 0</u>
<u>42</u>	<u>2 3 9, 1 0 0</u>	<u>2 7 3, 8 0 0</u>
<u>43</u>	<u>2 3 9, 9 0 0</u>	<u>2 7 4, 6 0 0</u>

<u>4 4</u>	<u>2 5 1, 1 0 0</u>	<u>2 8 5, 3 0 0</u>
<u>4 5</u>	<u>2 5 1, 8 0 0</u>	<u>2 8 6, 0 0 0</u>
<u>4 6</u>	<u>2 5 2, 4 0 0</u>	<u>2 8 6, 6 0 0</u>
<u>4 7</u>	<u>2 5 3, 0 0 0</u>	<u>2 8 7, 3 0 0</u>
<u>4 8</u>	<u>2 5 3, 6 0 0</u>	<u>2 8 7, 9 0 0</u>
<u>4 9</u>	<u>2 5 4, 1 0 0</u>	<u>2 8 8, 6 0 0</u>
<u>5 0</u>	<u>2 5 4, 7 0 0</u>	<u>2 8 9, 2 0 0</u>
<u>5 1</u>	<u>2 5 5, 3 0 0</u>	<u>2 8 9, 9 0 0</u>
<u>5 2</u>	<u>2 5 5, 8 0 0</u>	<u>2 9 0, 6 0 0</u>
<u>5 3</u>	<u>2 5 6, 2 0 0</u>	<u>2 9 1, 1 0 0</u>
<u>5 4</u>	<u>2 5 6, 6 0 0</u>	<u>2 9 1, 7 0 0</u>
<u>5 5</u>	<u>2 5 6, 9 0 0</u>	<u>2 9 2, 3 0 0</u>
<u>5 6</u>	<u>2 5 7, 2 0 0</u>	<u>2 9 3, 0 0 0</u>
<u>5 7</u>	<u>2 5 7, 5 0 0</u>	<u>2 9 3, 6 0 0</u>
<u>5 8</u>	<u>2 5 7, 8 0 0</u>	<u>2 9 4, 2 0 0</u>
<u>5 9</u>	<u>2 5 8, 1 0 0</u>	<u>2 9 4, 8 0 0</u>
<u>6 0</u>	<u>2 5 8, 4 0 0</u>	<u>2 9 5, 5 0 0</u>
<u>6 1</u>	<u>2 5 8, 7 0 0</u>	<u>2 9 6, 1 0 0</u>
<u>6 2</u>	<u>2 5 9, 0 0 0</u>	<u>2 9 6, 7 0 0</u>
<u>6 3</u>	<u>2 5 9, 3 0 0</u>	<u>2 9 7, 2 0 0</u>
<u>6 4</u>	<u>2 5 9, 6 0 0</u>	<u>2 9 7, 7 0 0</u>
<u>6 5</u>	<u>2 5 9, 9 0 0</u>	<u>2 9 8, 2 0 0</u>
<u>6 6</u>	<u>2 6 0, 2 0 0</u>	<u>2 9 8, 8 0 0</u>
<u>6 7</u>	<u>2 6 0, 5 0 0</u>	<u>2 9 9, 3 0 0</u>
<u>6 8</u>	<u>2 6 0, 8 0 0</u>	<u>2 9 9, 9 0 0</u>
<u>6 9</u>	<u>2 6 1, 1 0 0</u>	<u>3 0 0, 3 0 0</u>

<u>4 4</u>	<u>2 4 0, 7 0 0</u>	<u>2 7 5, 3 0 0</u>
<u>4 5</u>	<u>2 4 1, 4 0 0</u>	<u>2 7 6, 0 0 0</u>
<u>4 6</u>	<u>2 4 2, 0 0 0</u>	<u>2 7 6, 7 0 0</u>
<u>4 7</u>	<u>2 4 2, 6 0 0</u>	<u>2 7 7, 4 0 0</u>
<u>4 8</u>	<u>2 4 3, 2 0 0</u>	<u>2 7 8, 1 0 0</u>
<u>4 9</u>	<u>2 4 3, 8 0 0</u>	<u>2 7 8, 8 0 0</u>
<u>5 0</u>	<u>2 4 4, 4 0 0</u>	<u>2 7 9, 5 0 0</u>
<u>5 1</u>	<u>2 4 5, 0 0 0</u>	<u>2 8 0, 2 0 0</u>
<u>5 2</u>	<u>2 4 5, 5 0 0</u>	<u>2 8 0, 9 0 0</u>
<u>5 3</u>	<u>2 4 6, 0 0 0</u>	<u>2 8 1, 5 0 0</u>
<u>5 4</u>	<u>2 4 6, 4 0 0</u>	<u>2 8 2, 2 0 0</u>
<u>5 5</u>	<u>2 4 6, 7 0 0</u>	<u>2 8 2, 8 0 0</u>
<u>5 6</u>	<u>2 4 7, 0 0 0</u>	<u>2 8 3, 5 0 0</u>
<u>5 7</u>	<u>2 4 7, 3 0 0</u>	<u>2 8 4, 1 0 0</u>
<u>5 8</u>	<u>2 4 7, 6 0 0</u>	<u>2 8 4, 8 0 0</u>
<u>5 9</u>	<u>2 4 7, 9 0 0</u>	<u>2 8 5, 4 0 0</u>
<u>6 0</u>	<u>2 4 8, 2 0 0</u>	<u>2 8 6, 1 0 0</u>
<u>6 1</u>	<u>2 4 8, 5 0 0</u>	<u>2 8 6, 7 0 0</u>
<u>6 2</u>	<u>2 4 8, 8 0 0</u>	<u>2 8 7, 4 0 0</u>
<u>6 3</u>	<u>2 4 9, 1 0 0</u>	<u>2 8 8, 0 0 0</u>
<u>6 4</u>	<u>2 4 9, 4 0 0</u>	<u>2 8 8, 5 0 0</u>
<u>6 5</u>	<u>2 4 9, 7 0 0</u>	<u>2 8 9, 0 0 0</u>
<u>6 6</u>	<u>2 5 0, 0 0 0</u>	<u>2 8 9, 6 0 0</u>
<u>6 7</u>	<u>2 5 0, 3 0 0</u>	<u>2 9 0, 1 0 0</u>
<u>6 8</u>	<u>2 5 0, 6 0 0</u>	<u>2 9 0, 7 0 0</u>
<u>6 9</u>	<u>2 5 0, 9 0 0</u>	<u>2 9 1, 2 0 0</u>

		7 0	<u>2 6 1, 4 0 0</u>	3 0 0, 8 0 0			7 0	<u>2 5 1, 2 0 0</u>	2 9 1, 7 0 0
		7 1	<u>2 6 1, 7 0 0</u>	3 0 1, 3 0 0			7 1	<u>2 5 1, 5 0 0</u>	2 9 2, 3 0 0
		7 2	<u>2 6 2, 0 0 0</u>	3 0 1, 9 0 0			7 2	<u>2 5 1, 8 0 0</u>	2 9 2, 9 0 0
		7 3	<u>2 6 2, 3 0 0</u>	3 0 2, 4 0 0			7 3	<u>2 5 2, 1 0 0</u>	2 9 3, 4 0 0
		7 4	<u>2 6 2, 6 0 0</u>	3 0 2, 8 0 0			7 4	<u>2 5 2, 4 0 0</u>	2 9 3, 9 0 0
		7 5	<u>2 6 2, 9 0 0</u>	3 0 3, 1 0 0			7 5	<u>2 5 2, 7 0 0</u>	2 9 4, 3 0 0
		7 6	<u>2 6 3, 2 0 0</u>	3 0 3, 4 0 0			7 6	<u>2 5 3, 0 0 0</u>	2 9 4, 6 0 0
		7 7	<u>2 6 3, 5 0 0</u>	3 0 3, 6 0 0			7 7	<u>2 5 3, 3 0 0</u>	2 9 4, 8 0 0
		7 8	<u>2 6 3, 8 0 0</u>	3 0 3, 9 0 0			7 8	<u>2 5 3, 6 0 0</u>	2 9 5, 1 0 0
		7 9	<u>2 6 4, 1 0 0</u>	3 0 4, 1 0 0			7 9	<u>2 5 3, 9 0 0</u>	2 9 5, 3 0 0
		8 0	<u>2 6 4, 4 0 0</u>	3 0 4, 4 0 0			8 0	<u>2 5 4, 2 0 0</u>	2 9 5, 6 0 0
		8 1	<u>2 6 4, 7 0 0</u>	3 0 4, 6 0 0			8 1	<u>2 5 4, 5 0 0</u>	2 9 5, 8 0 0
		8 2	<u>2 6 5, 0 0 0</u>	3 0 4, 8 0 0			8 2	<u>2 5 4, 8 0 0</u>	2 9 6, 0 0 0
		8 3	<u>2 6 5, 3 0 0</u>	3 0 5, 1 0 0			8 3	<u>2 5 5, 1 0 0</u>	2 9 6, 3 0 0
		8 4	<u>2 6 5, 6 0 0</u>	3 0 5, 3 0 0			8 4	<u>2 5 5, 4 0 0</u>	2 9 6, 5 0 0
		8 5	<u>2 6 5, 9 0 0</u>	3 0 5, 6 0 0			8 5	<u>2 5 5, 7 0 0</u>	2 9 6, 8 0 0
		8 6	<u>2 6 6, 2 0 0</u>				8 6	<u>2 5 6, 0 0 0</u>	
		8 7	<u>2 6 6, 5 0 0</u>				8 7	<u>2 5 6, 3 0 0</u>	
		8 8	<u>2 6 6, 8 0 0</u>				8 8	<u>2 5 6, 6 0 0</u>	
		8 9	<u>2 6 7, 1 0 0</u>				8 9	<u>2 5 6, 9 0 0</u>	
		9 0	<u>2 6 7, 4 0 0</u>				9 0	<u>2 5 7, 2 0 0</u>	
		9 1	<u>2 6 7, 7 0 0</u>				9 1	<u>2 5 7, 5 0 0</u>	
		9 2	<u>2 6 8, 0 0 0</u>				9 2	<u>2 5 7, 8 0 0</u>	
		9 3	<u>2 6 8, 3 0 0</u>				9 3	<u>2 5 8, 1 0 0</u>	
	(2) 単純事務	1	<u>1 8 8, 9 0 0</u>				(2) 単純事務	<u>1 7 7, 0 0 0</u>	
		2	<u>1 9 0, 2 0 0</u>					<u>1 7 8, 3 0 0</u>	

		<u>3</u>	<u>1 9 1, 4 0 0</u>			<u>3</u>	<u>1 7 9, 5 0 0</u>	
		<u>4</u>	<u>1 9 2, 5 0 0</u>			<u>4</u>	<u>1 8 0, 6 0 0</u>	
		<u>5</u>	<u>1 9 3, 7 0 0</u>			<u>5</u>	<u>1 8 1, 8 0 0</u>	
		<u>6</u>	<u>1 9 5, 0 0 0</u>			<u>6</u>	<u>1 8 3, 1 0 0</u>	
		<u>7</u>	<u>1 9 6, 3 0 0</u>			<u>7</u>	<u>1 8 4, 4 0 0</u>	
		<u>8</u>	<u>1 9 7, 5 0 0</u>			<u>8</u>	<u>1 8 5, 7 0 0</u>	
		<u>9</u>	<u>1 9 9, 2 0 0</u>			<u>9</u>	<u>1 8 7, 4 0 0</u>	
<u>(3)</u>	<u>スクールカウンセ</u>	<u>1</u>	<u>5 0 9, 1 0 0</u>			<u>(3)</u>	<u>スクールカウンセ</u>	
	<u>ラー</u>	<u>2</u>	<u>5 2 5, 5 0 0</u>			<u>2</u>	<u>5 2 5, 5 0 0</u>	
		<u>3</u>	<u>5 5 2, 7 0 0</u>			<u>3</u>	<u>5 5 2, 7 0 0</u>	
		<u>4</u>	<u>5 7 0, 6 0 0</u>			<u>4</u>	<u>5 7 0, 6 0 0</u>	
		<u>5</u>	<u>5 8 1, 8 0 0</u>			<u>5</u>	<u>5 8 1, 8 0 0</u>	
		<u>6</u>	<u>6 0 0, 6 0 0</u>			<u>6</u>	<u>6 0 0, 6 0 0</u>	
		<u>7</u>	<u>6 4 0, 0 0 0</u>			<u>7</u>	<u>6 4 0, 0 0 0</u>	
		<u>8</u>	<u>6 6 0, 6 0 0</u>			<u>8</u>	<u>6 6 0, 6 0 0</u>	
<u>(4)</u>	<u>外国語指導助手</u>	<u>1</u>	<u>3 4 9, 6 0 0</u>			<u>(4)</u>	<u>外国語指導助手</u>	
<u>(5)</u>	<u>税徴収事務指導員</u>	<u>1</u>	<u>3 7 4, 3 0 0</u>			<u>(5)</u>	<u>税徴収事務指導員</u>	

第1条 袖ヶ浦市行政組織条例新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設置する。</p> <p>企画政策部 総務部 財政部 <u>市民生活部</u> <u>健康こども部</u> 福祉部 環境経済部 都市建設部</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 企画政策部 ア～カ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>市民生活部</u> ア～ウ (略) エ 地域活動の支援に関すること。</p> <p>(5) <u>健康こども部</u> ア 子育て支援に関すること。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設置する。</p> <p>企画政策部 総務部 財政部 <u>市民子育て部</u></p> <p>福祉部 環境経済部 都市建設部</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 企画政策部 ア～カ (略) エ 地域活動の支援に関すること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>市民子育て部</u> ア～ウ (略) エ 保健及び衛生に関すること。 オ 子育て支援に関すること。</p>

イ 保健及び衛生に関すること。

ウ スポーツに関すること (学校における体育に関するることを除く。

)。

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

第2条 袖ヶ浦市職員定数条例新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市長の事務部局の職員 <u>476人</u> (上記のうち社会福祉法第14条第6項に定める事務をつかさどる事務所の職員定数は、<u>50人</u>とする。)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 教育委員会の事務部局の職員 <u>70人</u></p> <p>(6)・(7) (略)</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市長の事務部局の職員 <u>449人</u> (上記のうち社会福祉法第14条第6項に定める事務をつかさどる事務所の職員定数は、<u>30人</u>とする。)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 教育委員会の事務部局の職員 <u>125人</u></p> <p>(6)・(7) (略)</p>

第3条 袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(庶務) 第7条 子育て支援会議の庶務は、 <u>健康こども部</u> 子育て支援課において処理する。	(庶務) 第7条 子育て支援会議の庶務は、 <u>市民子育て部</u> 子育て支援課において処理する。

第4条 袖ヶ浦市総合計画条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(審議会の庶務) 第15条 審議会の庶務は、企画政策部計画推進課において処理する。	(審議会の庶務) 第15条 審議会の庶務は、企画政策部企画政策課において処理する。

袖ヶ浦市議会議員及び袖ヶ浦市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払)</p> <p>第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払)</p> <p>第11条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316, 250円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところ</p>	<p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払)</p> <p>第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払)</p> <p>第11条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316, 250円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところ</p>

るにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

るにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

袖ヶ浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第17条 (略) 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。	(虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第17条 (略) 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。
児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
3・4 (略) (職員) 第23条 (略)	3・4 (略) (職員) 第23条 (略)

2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（千葉県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）である場合には、保育士又は千葉県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（1）・（2）（略）

3（略）

（職員）

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士（千葉県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は千葉県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3（略）

（職員）

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士（千葉県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は千葉県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所

2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士_____

_____又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（1）・（2）（略）

3（略）

（職員）

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士_____

_____、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3（略）

（職員）

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士_____

_____その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所

B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)
(職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士 （千葉県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は千葉県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)
(職員)

第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士 （千葉県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は千葉県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。） その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)
(職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士 _____
_____、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)
(職員)

第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士 _____
_____ その他保育に

従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

袖ヶ浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士 <u>千葉県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は千葉県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士</u>の資格を有する者</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(虐待等の禁止及び関係機関との連携等)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者的心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士 _____ _____の資格を有する者</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(虐待等の禁止及び関係機関との連携等)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者的心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>2 (略)</p>

袖ヶ浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号</p> <p>_____に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

袖ヶ浦市火災予防条例新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>目次</p> <p><u>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2－第29条の7）</u></p> <p><u>第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）</u> (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p> <p>第29条 <u>火災に関する警報（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）</u>が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>第3章の3 林野火災の予防</u> (林野火災に関する注意報)</p> <p><u>第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内にある者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。</u></p> <p>3 <u>市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。</u> (林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p>	<p>目次</p> <p><u>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2－第29条の7）</u></p> <p><u>(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</u></p> <p>第29条 <u>火災に関する警報</u> _____が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u></p>

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条第1項において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)～(6) (略)

2 (略)

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為（たき火を含む。）

(2)～(6) (略)

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)～(6) (略)

2 (略)

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為

(2)～(6) (略)

袖ヶ浦市火入れに関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、<u>強風注意報</u>若しくは<u>乾燥注意報</u>が発表された場合又は<u>袖ヶ浦市火災予防条例</u>（昭和46年条例第80号）第29条の8に規定する林野火災に関する注意報（次項において「林野火災注意報」という。）若しくは火災警報（<u>袖ヶ浦市火災予防条例</u>第29条の9に規定する警報を含む。次項において同じ。）が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合、<u>強風注意報</u>若しくは<u>乾燥注意報</u>が発表された場合又は<u>林野火災注意報</u>若しくは<u>火災警報</u>が<u>発令された場合</u>には、速やかに消火しなければならない。</p>	<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、<u>強風注意報</u>、<u>異常乾燥注意報</u>又は<u>火災警報</u></p> <p>_____が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる<u>とき</u>又は<u>強風注意報</u>、<u>異常乾燥注意報</u></p> <p>_____若しくは<u>火災警報</u>が<u>発令されたとき</u>には、速やかに消火しなければならない。</p>

議案第15号資料

1 指定管理者が管理を行う施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

昭和放課後児童クラブ

袖ヶ浦市坂戸市場1431番地

(2) 設置目的

保護者が就労等により昼間家庭にいないことにより、小学校の放課後等に適切な監護を受けることができない小学校に就学している児童に対して、放課後の適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする。

(3) 指定管理者が行う業務内容

ア 放課後児童健全育成事業の実施に関する次に掲げる業務

(ア) 放課後児童健全育成事業の実施に関し必要な業務

(イ) 昭和放課後児童クラブの利用の承認に関する業務

(ウ) 昭和放課後児童クラブの利用料金の収納に関する業務

(エ) 上記に掲げるもののほか、昭和放課後児童クラブの運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

イ 昭和放課後児童クラブの施設管理全般に関する業務

ウ 昭和放課後児童クラブの施設及び設備の維持管理に関する業務

2 非公募により指名した理由

放課後児童クラブは、全国的に支援員等の人材確保と雇用の安定化が課題となっているほか、利用者の多くが低学年児童であることを踏まえ、その指定管理者については、大きな環境の変化が生じないよう、安定的な雇用により保育の質の維持、向上が図られ、子どもが安心して過ごせるよう保護者と連携を図りながら信頼関係を確保できる団体が適当である。

また、昭和小学校区は、本施設と民間の放課後児童クラブ3施設で利用調整を行いながら定員を確保しており、イベントの合同開催や学校施設の活用において連携を図っている。

以上により、これまで昭和放課後児童クラブを適正かつ安定的に運営し、児童と保護者及び地域との信頼関係が構築されているNPO法人キッズパレットを指名したものである。

3 指定管理者に指定する団体の概要

名 称	N P O 法人キッズパレット
所 在 地	袖ヶ浦市坂戸市場 1 3 9 2 番地 1
設立年月日	平成 2 4 年 1 月 2 5 日
資 本 金	一
従 業 員 数	7 4 人 ※令和 7 年 1 1 月 1 日時点
主たる業務 内容	1 放課後児童健全育成事業 2 児童及び生徒の健全育成事業 3 その他この法人の目的を達成するために必要な 事業

4 指定管理者候補が示した施設管理及び運営の提案要旨

(1) 事業計画等

児童の健全な育成、遊び及び生活の支援を行う場として、保護者や学校、地域と連携し、児童にとっての最善を考える学童保育を目指し運営する。

併せて、保護者の就労支援及び子育て支援に寄与することで、総合的に「人が育ちあう場」を作ることを目的とした管理運営を行う。

(2) 管理に対して市が負担する金額(指定管理者候補からの提案金額)

令和 8 年度	8 , 0 3 4 千円
令和 9 年度	8 , 3 4 2 千円
令和 1 0 年度	8 , 6 4 6 千円
令和 1 1 年度	8 , 9 5 2 千円
令和 1 2 年度	9 , 2 6 1 千円

5 指定管理者候補の選定概要について

令和 7 年 1 0 月 6 日開催の袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会において、施設担当部署が非公募により指名した団体から提出された事業計画書等の提案書類を、袖ヶ浦市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 1 7 年条例第 1 7 号。以下「指定手続条例」という。）第 5 条に規定する選定基準を更に細分化した審査基準に基づき、審査及び採点を行った結果を基に、委員長と審査対象の施設

担当部署の委員を除いた委員10名が指定管理者の候補者としての適確性等を審議した。

その結果、全委員が指定管理者の候補者として適當であると認めたため、NPO法人キッズパレットを指定管理者候補として選定した。

その後、指定管理者候補との施設の運営管理等に係る基本的事項を掲げた基本協定書の締結の協議が整ったことから、同団体を昭和放課後児童クラブの指定管理者として指定するものである。

採 点 結 果

施設名称：昭和放課後児童クラブ【非公募】

応募団体：N P O 法人キッズパレット

評 価 点 数	1 6 0 点	
上記評価に対する 選定委員会の判定	適 正	不適正
	1 0 名	0 名

評 価 項 目 と 配 点

選定基準	審査項目	配点		劣	普通	優	特優	評価点数
① 指定施設の利用に 関し不当な差別的取 扱いが行われるおそ れがないこと。 (指定手続条例第 5 条第 1 項第 1 号)	ア 平等な利用を図るた めの具体的な手法	30	30	失格	18	24	30	18
② 指定施設の設置の 目的に照らし、当該 施設の効用を最大限 に發揮させ、その管 理を効率的、かつ、効 果的に行うことができる ものであること。 (指定手続条例第 5 条第 1 項第 2 号)	ア 施設の設置目的及び 市が示した管理の方針	20	105	0	12	16	20	16
	イ 利用者の増加を図る ための具体的手法	9		0	3	6	9	3
	ウ サービスの向上を図 るための具体的手法及 び当該施設の効用を最 大限に發揮させるため の手法	31		0	17	24	31	17
	エ 施設の維持管理の内 容、適確性及び実現の可 能性	20		失格／0	12	16	20	12
	オ 管理に係る経費の縮 減効果	25		失格／0	3	20	25	3
③ 指定施設の管理を 安定的、かつ、適確に 遂行するに足りる人 的構成及び財産的基 礎を有するものであ ること。 (指定手続条例第 5 条第 1 項第 3 号)	ア 収支計画の内容、適確 性及び実現の可能性	20	100	失格	12	16	20	12
	イ 安定的な運営が可 能となる人的能力	30		0	18	24	30	18
	ウ 安定的な運営が可 能となる財政的基盤	40		失格／0	24	32	40	29
	エ 類似施設の運営実績	10		0	6	8	10	8
④ その他市長等が必 要と認める事項を満 たしていること。 (指定手続条例第 5 条第 1 項第 4 号)	ア 個人情報保護	10	40	失格	6	8	10	6
	イ 危機管理	20		0	12	16	20	12
	ウ 再委託の管理	10		0	6	8	10	6
合 計		275	275	失格	149	218	275	160

【採点方法】「特優」「優」「普通」「劣」の4段階を基本として評価する。ただし、②オについては、経費の削減割合に応じて評価する。

【欠落事項】ア 袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会における審議の結果、審査項目の全てを「普通」とした合計点数(149点)以上を獲得できなかった場合。

イ 審査項目のうち、運営管理に大きく支障をきたす項目を「劣」とする委員が過半数いた場合。

【その他】審査においては、「審査項目」を更に細分化した小項目ごとに審査を行っている。そのため、「評価点数」が「特
優」「優」「普通」「劣」の配点と必ずしも一致しない場合がある。

議案第16号資料

1 指定管理者が管理を行う施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

長浦第一放課後児童クラブ

袖ヶ浦市久保田137番地3

長浦第二放課後児童クラブ

袖ヶ浦市長浦駅前6丁目1番地4

(2) 設置目的

保護者が就労等により昼間家庭にいないことにより、小学校の放課後等に適切な監護を受けることができない小学校に就学している児童に対して、放課後の適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする。

(3) 指定管理者が行う業務内容

ア 放課後児童健全育成事業の実施に関する次に掲げる業務

(ア) 放課後児童健全育成事業の実施に関し必要な業務

(イ) 長浦第一放課後児童クラブ及び長浦第二放課後児童クラブ

(以下「長浦第一・長浦第二放課後児童クラブ」という。) の利用の承認に関する業務

(ウ) 長浦第一・長浦第二放課後児童クラブの利用料金の収納に関する業務

(エ) 上記に掲げるもののほか、長浦第一・長浦第二放課後児童クラブの運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

イ 長浦第一・長浦第二放課後児童クラブの施設管理全般に関する業務

ウ 長浦第一・長浦第二放課後児童クラブの施設及び設備の維持管理に関する業務

2 非公募により指名した理由

放課後児童クラブは、全国的に支援員等の人材確保と雇用の安定化が課題となっているほか、利用者の多くが低学年児童であることを踏まえ、その指定管理者については、大きな環境の変化が生じないよう、安定的な雇用により保育の質の維持、向上が図られ、子どもが安心し

て過ごせるよう保護者と連携を図りながら信頼関係を確保できる団体が適当である。

また、本施設は、長浦中学校隣接地及び長浦小学校敷地内にあり、いずれも長浦小学校の児童が利用しているため、イベントの合同開催や学校施設の活用など2施設の一体的な運営が求められている。

以上により、これまで長浦第一・長浦第二放課後児童クラブを適正かつ安定的に運営し、児童と保護者及び地域との信頼関係が構築されている有限会社すみれ福祉会を指名したものである。

3 指定管理者に指定する団体の概要

名 称	有限会社すみれ福祉会
所 在 地	袖ヶ浦市蔵波2596番地
設立年月日	平成15年2月5日
資 本 金	300万円
従 業 員 数	60人 ※令和7年11月1日時点
主たる業務 内容	1 放課後児童健全育成事業 2 子どもの健全育成を図る事業

4 指定管理者候補が示した施設管理及び運営の提案要旨

(1) 事業計画等

保護者の就労により家庭での保育が困難な児童を対象に、学童保育の場を設け、児童の健全育成、環境保全及び情緒の安定を図る。

世代間の交流の中で、相手に対する思いやりや情操の向上、あそびと活動への意欲や態度の形成を図る。また、あそびを通して自主性・社会性・創造性を身に付ける。

家庭や地域におけるあそびの環境作りへの支援と、保護者が安心して働く環境を支援する。

(2) 管理に対して市が負担する金額(指定管理者候補からの提案金額)

令和8年度 17,329千円

令和9年度 17,905千円

令和10年度 18,472千円

令和11年度 19,041千円

令和12年度 19, 618千円

5 指定管理者候補の選定概要について

令和7年10月6日開催の袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会において、施設担当部署が非公募により指名した団体から提出された事業計画書等の提案書類を、袖ヶ浦市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年条例第17号。以下「指定手続条例」という。）第5条に規定する選定基準を更に細分化した審査基準に基づき、審査及び採点を行った結果を基に、委員長と審査対象の施設担当部署の委員を除いた委員10名が指定管理者の候補者としての適確性等を審議した。

その結果、全委員が指定管理者の候補者として適当であると認めたため、有限会社すみれ福祉会を指定管理者候補として選定した。

その後、指定管理者候補との施設の運営管理等に係る基本的事項を掲げた基本協定書の締結の協議が整ったことから、同団体を長浦第一・長浦第二放課後児童クラブの指定管理者として指定するものである。

採 点 結 果

施設名称：長浦第一・長浦第二放課後児童クラブ【非公募】

応募団体：有限会社すみれ福祉会

評 価 点 数	1 6 0 点	
上記評価に対する 選定委員会の判定	適 正	不適正
	1 0 名	0 名

評 価 項 目 と 配 点

選定基準	審査項目	配点		劣	普通	優	特優	評価点数
① 指定施設の利用に 関し不当な差別的取 扱いが行われるおそ れがないこと。 (指定手続条例第 5 条第 1 項第 1 号)	ア 平等な利用を図るた めの具体的な手法	30	30	失格	18	24	30	18
② 指定施設の設置の 目的に照らし、当該 施設の効用を最大限 に發揮させ、その管 理を効率的、かつ、効 果的に行うことができる ものであるこ と。 (指定手続条例第 5 条第 1 項第 2 号)	ア 施設の設置目的及び 市が示した管理の方針	20	105	0	12	16	20	16
	イ 利用者の増加を図る ための具体的手法	9		0	3	6	9	3
	ウ サービスの向上を図 るための具体的手法及 び当該施設の効用を最 大限に發揮させるため の手法	31		0	17	24	31	17
	エ 施設の維持管理の内 容、適確性及び実現の可 能性	20		失格／0	12	16	20	12
	オ 管理に係る経費の縮 減効果	25		失格／0	3	20	25	3
③ 指定施設の管理を 安定的、かつ、適確に 遂行するに足りる人 的構成及び財産的基 礎を有するものであ ること。 (指定手続条例第 5 条第 1 項第 3 号)	ア 収支計画の内容、適確 性及び実現の可能性	20	100	失格	12	16	20	12
	イ 安定的な運営が可 能となる人的能力	30		0	18	24	30	18
	ウ 安定的な運営が可 能となる財政的基盤	40		失格／0	24	32	40	29
	エ 類似施設の運営実績	10		0	6	8	10	8
④ その他市長等が必 要と認める事項を満 たしていること。 (指定手続条例第 5 条第 1 項第 4 号)	ア 個人情報保護	10	40	失格	6	8	10	6
	イ 危機管理	20		0	12	16	20	12
	ウ 再委託の管理	10		0	6	8	10	6
合 計		275	275	失格	149	218	275	160

【採点方法】「特優」「優」「普通」「劣」の4段階を基本として評価する。ただし、②オについては、経費の削減割合に応じて評価する。

【欠落事項】ア 袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会における審議の結果、審査項目の全てを「普通」とした合計点数
(149 点) 以上を獲得できなかった場合。

イ 審査項目のうち、運営管理に大きく支障をきたす項目を「劣」とする委員が過半数いた場合。

【その他】審査においては、「審査項目」を更に細分化した小項目ごとに審査を行っている。そのため、「評価点数」が「特
優」「優」「普通」「劣」の配点と必ずしも一致しない場合がある。

議案第17号資料

1 指定管理者が管理を行う施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

根形放課後児童クラブ

袖ヶ浦市三ツ作761番地

(2) 設置目的

保護者が就労等により昼間家庭にいないことにより、小学校の放課後等に適切な監護を受けることができない小学校に就学している児童に対して、放課後の適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする。

(3) 指定管理者が行う業務内容

ア 放課後児童健全育成事業の実施に関する次に掲げる業務

(ア) 放課後児童健全育成事業の実施に関し必要な業務

(イ) 根形放課後児童クラブの利用の承認に関する業務

(ウ) 根形放課後児童クラブの利用料金の収納に関する業務

(エ) 上記に掲げるもののほか、根形放課後児童クラブの運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

イ 根形放課後児童クラブの施設管理全般に関する業務

ウ 根形放課後児童クラブの施設及び設備の維持管理に関する業務

2 非公募により指名した理由

放課後児童クラブは、全国的に支援員等の人材確保と雇用の安定化が課題となっているほか、利用者の多くが低学年児童であることを踏まえ、その指定管理者については、大きな環境の変化が生じないよう、安定的な雇用により保育の質の維持、向上が図られ、子どもが安心して過ごせるよう保護者と連携を図りながら信頼関係を確保できる団体が適当である。

以上により、これまで根形放課後児童クラブを適正かつ安定的に運営し、児童と保護者及び地域との信頼関係が構築されている有限会社すみれ福祉会を指名したものである。

3 指定管理者に指定する団体の概要

名 称	有限会社すみれ福祉会
所 在 地	袖ヶ浦市蔵波 2596 番地
設立年月日	平成 15 年 2 月 5 日
資 本 金	300 万円
従 業 員 数	60 人 ※令和 7 年 1 月 1 日時点
主たる業務 内容	1 放課後児童健全育成事業 2 子どもの健全育成を図る事業

4 指定管理者候補が示した施設管理及び運営の提案要旨

(1) 事業計画等

保護者の就労により家庭での保育が困難な児童を対象に、学童保育の場を設け、児童の健全育成、環境保全及び情緒の安定を図る。

世代間の交流の中で、相手に対する思いやりや情操の向上、あそびと活動への意欲や態度の形成を図る。また、あそびを通して自主性・社会性、創造性を身に付ける。

家庭や地域におけるあそびの環境作りへの支援と、保護者が安心して働ける環境を支援する。

(2) 管理に対して市が負担する金額(指定管理者候補からの提案金額)

令和 8 年度	8,994 千円
令和 9 年度	9,243 千円
令和 10 年度	9,488 千円
令和 11 年度	9,735 千円
令和 12 年度	9,985 千円

5 指定管理者候補の選定概要について

令和 7 年 10 月 6 日開催の袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会において、施設担当部署が非公募により指名した団体から提出された事業計画書等の提案書類を、袖ヶ浦市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成 17 年条例第 17 号。以下「指定手続条例」という。)第 5 条に規定する選定基準を更に細分化した審査基準に基づき、審査及び採点を行った結果を基に、委員長と審査対象の施設

担当部署の委員を除いた委員10名が指定管理者の候補者としての適確性等を審議した。

その結果、全委員が指定管理者の候補者として適當であると認めたため、有限会社すみれ福祉会を指定管理者候補として選定した。

その後、指定管理者候補との施設の運営管理等に係る基本的事項を掲げた基本協定書の締結の協議が整ったことから、同団体を根形放課後児童クラブの指定管理者として指定するものである。

採 点 結 果

施設名称：根形放課後児童クラブ【非公募】

応募団体：有限会社すみれ福祉会

評 価 点 数	1 6 1 点	
上記評価に対する 選定委員会の判定	適 正	不適正
	1 0 名	0 名

評 価 項 目 と 配 点

選定基準	審査項目	配点		劣	普通	優	特優	評価点数
① 指定施設の利用に 関し不当な差別的取 扱いが行われるおそ れがないこと。 (指定手続条例第 5 条第 1 項第 1 号)	ア 平等な利用を図るた めの具体的な手法	30	30	失格	18	24	30	18
② 指定施設の設置の 目的に照らし、当該 施設の効用を最大限 に發揮させ、その管 理を効率的、かつ、効 果的に行うことができる ものであること。 (指定手続条例第 5 条第 1 項第 2 号)	ア 施設の設置目的及び 市が示した管理の方針	20	105	0	12	16	20	16
	イ 利用者の増加を図る ための具体的手法	9		0	3	6	9	3
	ウ サービスの向上を図 るための具体的手法及 び当該施設の効用を最 大限に發揮させるため の手法	31		0	17	24	31	17
	エ 施設の維持管理の内 容、適確性及び実現の可 能性	20		失格／0	12	16	20	12
	オ 管理に係る経費の縮 減効果	25		失格／0	3	20	25	4
③ 指定施設の管理を 安定的、かつ、適確に 遂行するに足りる人 的構成及び財産的基 礎を有するものであ ること。 (指定手続条例第 5 条第 1 項第 3 号)	ア 収支計画の内容、適確 性及び実現の可能性	20	100	失格	12	16	20	12
	イ 安定的な運営が可 能となる人的能力	30		0	18	24	30	18
	ウ 安定的な運営が可 能となる財政的基盤	40		失格／0	24	32	40	29
	エ 類似施設の運営実績	10		0	6	8	10	8
④ その他市長等が必 要と認める事項を満 たしていること。 (指定手続条例第 5 条第 1 項第 4 号)	ア 個人情報保護	10	40	失格	6	8	10	6
	イ 危機管理	20		0	12	16	20	12
	ウ 再委託の管理	10		0	6	8	10	6
合 計		275	275	失格	149	218	275	161

【採点方法】「特優」「優」「普通」「劣」の4段階を基本として評価する。ただし、②オについては、経費の削減割合に応じて評価する。

【欠落事項】ア 袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会における審議の結果、審査項目の全てを「普通」とした合計点数
(149 点) 以上を獲得できなかった場合。

イ 審査項目のうち、運営管理に大きく支障をきたす項目を「劣」とする委員が過半数いた場合。

【その他】審査においては、「審査項目」を更に細分化した小項目ごとに審査を行っている。そのため、「評価点数」が「特
優」「優」「普通」「劣」の配点と必ずしも一致しない場合がある。

議案第18号資料

1 指定管理者が管理を行う施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

袖ヶ浦市立代宿児童館

袖ヶ浦市代宿75番地1

(2) 設置目的

児童に遊び場を提供し、健やかで情操ゆたかな児童の育成を図ることを目的とする。

(3) 指定管理者が行う業務内容

ア 袖ヶ浦市立代宿児童館の利用の許可に関する業務

イ 袖ヶ浦市立代宿児童館の運営に関する業務

ウ 袖ヶ浦市立代宿児童館の施設及び設備の維持管理に関する業務

エ 上記に掲げるもののほか、袖ヶ浦市立代宿児童館の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

2 非公募により指名した理由

代宿児童館の指定管理者は、施設を効果的かつ効率的に運営管理するため、地域の実情を把握しており、地域の方々との協力関係にある団体が適当であることから、運営管理の実績があり、地域と一体となった子育て支援が期待できる代宿区を指名したものである。

3 指定管理者に指定する団体の概要

名 称	代宿区
所 在 地	袖ヶ浦市
主たる業務 内容	<p>区域内の住民相互の連絡、環境の整備、公民館の維持管理等の自治活動を行うことにより、良好な地域社会の形成と住民相互の親睦を図るため、次の業務を行う。</p> <p>1 文書等の回覧及び住民相互の連絡 2 区域内の清掃活動及び環境美化 3 祭礼及び住民相互の親睦を目的とした各種行事の開催 4 各種団体との連絡調整</p>

4 指定管理者候補が示した施設管理及び運営の提案要旨

(1) 事業計画等

ア 施設の管理運営に当たっては、法令を遵守するとともに、安全で清潔な環境づくりに努める。

イ 少子化、核家族化、都市化の中で、子どもの社会性を育む環境が乏しくなっていることを踏まえ、遊びを通して多くの子どもや大人と関わる体験をする場を提供する。

ウ 遊びを通して、自発性を育て、エネルギーのある元気のよい子に育てることを支援するとともに、ルールを守ることや協力しあうことの大切さについて指導・助言する。

(2) 管理に対して市が負担する金額(指定管理者候補からの提案金額)

令和 8 年度	3, 635 千円
令和 9 年度	3, 741 千円
令和 10 年度	3, 847 千円
令和 11 年度	3, 953 千円
令和 12 年度	4, 059 千円

5 指定管理者候補の選定概要について

令和 7 年 10 月 6 日開催の袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会において、施設担当部署が非公募により指名した団体から提出された事業計画書等の提案書類を、袖ヶ浦市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年条例第 17 号。以下「指定手続条例」という。）第 5 条に規定する選定基準を更に細分化した審査基準に基づき、審査及び採点を行った結果を基に、委員長と審査対象の施設担当部署の委員を除いた委員 10 名が指定管理者の候補者としての適確性等を審議した。

その結果、全委員が指定管理者の候補者として適当であると認めたため、代宿区を指定管理者候補として選定した。

その後、指定管理者候補との施設の運営管理等に係る基本的事項を掲げた基本協定書の締結の協議が整ったことから、同団体を袖ヶ浦市立代宿児童館の指定管理者として指定するものである。

採 点 結 果

施設名称：袖ヶ浦市立代宿児童館【非公募】

応募団体：代宿区

評 価 点 数	1 5 3 点	
上記評価に対する 選定委員会の判定	適 正	不適正
10名	0名	

評 価 項 目 と 配 点

選定基準	審査項目	配点		劣	普通	優	特優	評価点数
① 指定施設の利用に 関し不当な差別的取 扱いが行われるおそ れがないこと。 (指定手続条例第 5条第1項第1号)	ア 平等な利用を図るた めの具体的な手法	30	30	失格	18	24	30	18
② 指定施設の設置の 目的に照らし、当該 施設の効用を最大限 に發揮させ、その管 理を効率的、かつ、効 果的に行うことができる ものであること。 (指定手続条例第 5条第1項第2号)	ア 施設の設置目的及び 市が示した管理の方針	20	100	0	12	16	20	16
	イ 利用者の増加を図る ための具体的手法	9		0	3	6	9	4
	ウ サービスの向上を図 るための具体的手法及 び当該施設の効用を最 大限に發揮させるため の手法	31		0	17	24	31	17
	エ 施設の維持管理の内 容、適確性及び実現の可 能性	20		失格/0	12	16	20	12
	オ 管理に係る経費の縮 減効果	20		失格/0	0	16	20	0
③ 指定施設の管理を 安定的、かつ、適確に 遂行するに足りる人 的構成及び財産的基 礎を有するものであ ること。 (指定手続条例第 5条第1項第3号)	ア 収支計画の内容、適確 性及び実現の可能性	20	100	失格	12	16	20	12
	イ 安定的な運営が可能 となる人的能力	30		0	18	24	30	20
	ウ 安定的な運営が可能 となる財政的基盤	40		失格/0	24	32	40	24
	エ 類似施設の運営実績	10		0	6	8	10	6
④ その他市長等が必 要と認める事項を満 たしていること。 (指定手続条例第 5条第1項第4号)	ア 個人情報保護	10	40	失格	6	8	10	6
	イ 危機管理	20		0	12	16	20	12
	ウ 再委託の管理	10		0	6	8	10	6
合 計		270	270	失格	146	214	270	153

【採点方法】「特優」「優」「普通」「劣」の4段階を基本として評価する。ただし、②オについては、経費の削減割合に応じて評価する。

【欠落事項】ア 袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会における審議の結果、審査項目の全てを「普通」とした合計点数(146点)以上を獲得できなかった場合。

イ 審査項目のうち、運営管理に大きく支障をきたす項目を「劣」とする委員が過半数いた場合。

【その他】審査においては、「審査項目」を更に細分化した小項目ごとに審査を行っている。そのため、「評価点数」が「特
優」「優」「普通」「劣」の配点と必ずしも一致しない場合がある。

議案第19号資料

1 指定管理者が管理を行う施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

袖ヶ浦公園

袖ヶ浦市飯富2360番地

(2) 設置目的

袖ヶ浦公園は、市内で唯一の総合公園であり、上池、下池と一体的に良好な自然環境の創出及び保全を行い、市民に憩いと安らぎの場を提供するとともに、都市の景観及び防災機能の向上等を図ることを目的とする。

(3) 指定管理者が行う業務内容

ア 袖ヶ浦公園の運営に関する業務

イ 袖ヶ浦公園の施設及び設備の維持管理に関する業務

ウ 袖ヶ浦公園の利用料の収納に関する業務

エ 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 非公募により指名した理由

袖ヶ浦公園の指定管理者は、憩いや遊び、運動など市民の様々な利用目的に対応し、誰もが安心して利用できるよう、安全で快適な安らぎの場を継続して提供し続けることのできる団体が適当である。

現在の指定管理者である袖ヶ浦公園管理組合は、これまで公園周辺住民の協力を得ながら、広大な面積を持つ袖ヶ浦公園を効率良く、きめ細やかな維持管理を行ってきた。そのことにより、袖ヶ浦公園は、今では「水と緑と花の公園」として市外から多くの方が訪れ、県南を代表する総合公園として周知されるまでになった。

以上により、本施設は、維持管理業務に関するノウハウの蓄積及び事業の継続性を要するとともに、地域との連携も重要な施設であることから、袖ヶ浦公園管理組合を指名したものである。

3 指定管理者に指定する団体の概要

名 称	袖ヶ浦公園管理組合
所 在 地	袖ヶ浦市飯富2360番地
設立年月日	昭和59年5月5日

資 本 金	2, 300千円
従 業 員 数	20人 ※令和7年11月1日時点
主たる業務 内容	1 袖ヶ浦公園に関する受託管理業務 2 業務に必要な知識及び技術の習得 3 袖ヶ浦市が推進する事業への協力 4 利用者の満足度向上のための自主事業 5 組合員の福利厚生に関する業務

4 指定管理者候補が示した施設管理及び運営の提案要旨

(1) 事業計画等

公園施設の管理に当たって、遊戯施設、便益施設等は、目視による日常点検のほか、月に1回は定期的に一般社団法人日本公園施設業協会の点検表に基づく点検を実施する。結果については、チェック表を作成し、記録するほか、市に報告するとともに必要に応じて対策を講じる。

安全対策の強化及びサービスの向上を目的とした講習会への参加や組合員への各種教育を実施する。

袖ヶ浦公園管理組合は、適切な管理運営によって、袖ヶ浦公園の自然豊かな魅力を向上させ、市民が気軽に訪れて自然と触れ合い、人と人がコミュニティを図る憩いの場を提供する。

(2) 管理に対して市が負担する金額(指定管理者候補からの提案金額)

令和 8 年度	5 6, 628 千円
令和 9 年度	5 7, 904 千円
令和 10 年度	5 9, 268 千円
令和 11 年度	6 0, 632 千円
令和 12 年度	6 2, 040 千円

5 指定管理者候補の選定概要について

令和7年10月6日開催の袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会において、施設担当部署が非公募により指名した団体から提出された事業計画書等の提案書類を、袖ヶ浦市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年条例第17号)。以下「指定

手続条例」という。) 第5条に規定する選定基準を更に細分化した審査基準に基づき、審査及び採点を行った結果を基に、委員長と審査対象の施設担当部署の委員を除いた委員10名が指定管理者の候補者としての適確性等を審議した。

その結果、全委員が指定管理者の候補者として適当であると認めため、袖ヶ浦公園管理組合を指定管理者候補として選定した。

その後、指定管理者候補との施設の運営管理等に係る基本的事項を掲げた基本協定書の締結の協議が整ったことから、同団体を袖ヶ浦公園の指定管理者として指定するものである。

採 点 結 果

施設名称：袖ヶ浦公園【非公募】

応募団体：袖ヶ浦公園管理組合

評 価 点 数	1 7 4 点	
上記評価に対する 選定委員会の判定	適 正	不適正
	1 0 名	0 名

評 価 項 目 と 配 点

選定基準	審査項目	配点		劣	普通	優	特優	評価点数
① 指定施設の利用に 関し不当な差別的取 扱いが行われるおそ れがないこと。 (指定手続条例第 5 条第 1 項第 1 号)	ア 平等な利用を図るた めの具体的な手法	30	30	失格	18	24	30	24
② 指定施設の設置の 目的に照らし、当該 施設の効用を最大限 に發揮させ、その管 理を効率的、かつ、効 果的に行うことができる ものであること。 (指定手続条例第 5 条第 1 項第 2 号)	ア 施設の設置目的及び 市が示した管理の方針	20	105	0	12	16	20	16
	イ 利用者の増加を図る ための具体的手法	9		0	3	6	9	3
	ウ サービスの向上を図 るための具体的手法及 び当該施設の効用を最 大限に發揮させるため の手法	31		0	17	24	31	22
	エ 施設の維持管理の内 容、適確性及び実現の可 能性	20		失格／0	12	16	20	14
	オ 管理に係る経費の縮 減効果	25		失格／0	3	20	25	3
③ 指定施設の管理を 安定的、かつ、適確に 遂行するに足りる人 的構成及び財産的基 礎を有するものであ ること。 (指定手続条例第 5 条第 1 項第 3 号)	ア 収支計画の内容、適確 性及び実現の可能性	20	100	失格	12	16	20	16
	イ 安定的な運営が可 能となる人的能力	30		0	18	24	30	18
	ウ 安定的な運営が可 能となる財政的基盤	40		失格／0	24	32	40	24
	エ 類似施設の運営実績	10		0	6	8	10	8
④ その他市長等が必 要と認める事項を満 たしていること。 (指定手続条例第 5 条第 1 項第 4 号)	ア 個人情報保護	10	40	失格	6	8	10	6
	イ 危機管理	20		0	12	16	20	12
	ウ 再委託の管理	10		0	6	8	10	8
合 計		275	275	失格	149	218	275	174

【採点方法】「特優」「優」「普通」「劣」の4段階を基本として評価する。ただし、②オについては、経費の削減割合に応じて評価する。

【欠落事項】ア 袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会における審議の結果、審査項目の全てを「普通」とした合計点数
(149 点) 以上を獲得できなかった場合。

イ 審査項目のうち、運営管理に大きく支障をきたす項目を「劣」とする委員が過半数いた場合。

【その他】審査においては、「審査項目」を更に細分化した小項目ごとに審査を行っている。そのため、「評価点数」が「特
優」「優」「普通」「劣」の配点と必ずしも一致しない場合がある。

議案第20号資料

1 指定管理者が管理を行う施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

百目木公園

袖ヶ浦市百目木200番地

(2) 設置目的

百目木公園は、旧小櫃川河川敷を活用した市内で唯一の地区公園であり、良好な自然環境の創出及び保全を行い、市民に憩いと安らぎの場を提供するとともに、スポーツの推進及び防災機能の向上等を図ることを目的とする。

(3) 指定管理者が行う業務内容

ア 百目木公園の運営に関する業務

イ 百目木公園の施設及び設備の維持管理に関する業務

ウ 百目木公園の使用料の収納に関する業務

エ 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 非公募により指名した理由

百目木公園の指定管理者は、憩いや遊び、スポーツなど市民の様々な利用目的に対応し、誰もが安心して利用できるよう、安全で快適な安らぎの場を継続して提供し続けることのできる団体が適当である。

現在の指定管理者である百目木公園管理組合は、これまで公園周辺住民の協力を得ながら、様々な運動施設を有している百目木公園を効率良く、きめ細やかな維持管理を行ってきた。そのことにより、百目木公園は、少年野球をはじめとする各種スポーツ大会の会場として広く利用され、管理の行き届いた公園として、市内外に周知されるまでになった。

以上により、本施設は、維持管理業務に関するノウハウの蓄積及び事業の継続性を要するとともに、地域との連携も重要な施設であることから、百目木公園管理組合を指名したものである。

3 指定管理者に指定する団体の概要

名 称	百目木公園管理組合
所 在 地	袖ヶ浦市百目木200番地

設立年月日	昭和 59 年 10 月 1 日
資 本 金	一
従 業 員 数	15 人 ※令和 7 年 1 月 1 日時点
主たる業務内容	1 百目木公園に関する受託管理業務 2 業務に必要な知識及び技術の習得 3 袖ヶ浦市が推進する事業への協力 4 利用者の満足度向上のための自主事業 5 組合員の福利厚生に関する業務

4 指定管理者候補が示した施設管理及び運営の提案要旨

(1) 事業計画等

利用者の増加策については、独自のパンフレットの作成、ホームページのリニューアルをすることで、公園を活用したイベントなどの情報を、年間を通じて広く PR することで、利用者の拡大を図る。

百目木公園管理組合の収支計画については、将来的な修繕費の増加を踏まえた予算計画を立て、現実に即したものとする。また、自主事業を活発に行うことで、収入増を図り、その収入で施設管理ができるようとする。

百目木公園管理組合の人材については、退職者により公園管理業務への支障が生じないよう後任者の育成に力を入れており、地元からの雇用を積極的に行う。

また、各種イベントには地元住民の参加を促すことで地域の活性化を図る。

安全対策としては、消防署で開催している AED 等の使用講習会への参加のほか、年間管理計画に基づき公園巡視を行うとともに、危険な遊具を発見した場合には、即対応するなど、安全管理体制を徹底する。

(2) 管理に対して市が負担する金額(指定管理者候補からの提案金額)

令和 8 年度 26,430 千円

令和 9 年度 26,941 千円

令和 10 年度 27,527 千円

令和 11 年度 28,079 千円

令和12年度 28, 666千円

5 指定管理者候補の選定概要について

令和7年10月6日開催の袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会において、施設担当部署が非公募により指名した団体から提出された事業計画書等の提案書類を、袖ヶ浦市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年条例第17号。以下「指定手続条例」という。）第5条に規定する選定基準を更に細分化した審査基準に基づき、審査及び採点を行った結果を基に、委員長と審査対象の施設担当部署の委員を除いた委員10名が指定管理者の候補者としての適確性等を審議した。

その結果、全委員が指定管理者の候補者として適当であると認めたため、百目木公園管理組合を指定管理者候補として選定した。

その後、指定管理者候補との施設の運営管理等に係る基本的事項を掲げた基本協定書の締結の協議が整ったことから、同団体を百目木公園の指定管理者として指定するものである。

採 点 結 果

施設名称：百目木公園【非公募】

応募団体：百目木公園管理組合

評 価 点 数	1 6 6 点	
上記評価に対する 選定委員会の判定	適 正	不適正
	1 0 名	0 名

評 価 項 目 と 配 点

選定基準	審査項目	配点		劣	普通	優	特優	評価点数
① 指定施設の利用に 関し不当な差別的取 扱いが行われるおそ れがないこと。 (指定手続条例第 5 条第 1 項第 1 号)	ア 平等な利用を図るた めの具体的な手法	30	30	失格	18	24	30	24
② 指定施設の設置の 目的に照らし、当該 施設の効用を最大限 に發揮させ、その管 理を効率的、かつ、効 果的に行うことができる ものであること。 (指定手続条例第 5 条第 1 項第 2 号)	ア 施設の設置目的及び 市が示した管理の方針	20	105	0	12	16	20	16
	イ 利用者の増加を図る ための具体的手法	9		0	3	6	9	3
	ウ サービスの向上を図 るための具体的手法及 び当該施設の効用を最 大限に發揮させるため の手法	31		0	17	24	31	19
	エ 施設の維持管理の内 容、適確性及び実現の可 能性	20		失格／0	12	16	20	13
	オ 管理に係る経費の縮 減効果	25		失格／0	3	20	25	3
③ 指定施設の管理を 安定的、かつ、適確に 遂行するに足りる人 的構成及び財産的基 礎を有するものであ ること。 (指定手続条例第 5 条第 1 項第 3 号)	ア 収支計画の内容、適確 性及び実現の可能性	20	100	失格	12	16	20	16
	イ 安定的な運営が可 能となる人的能力	30		0	18	24	30	18
	ウ 安定的な運営が可 能となる財政的基盤	40		失格／0	24	32	40	24
	エ 類似施設の運営実績	10		0	6	8	10	6
④ その他市長等が必 要と認める事項を満 たしていること。 (指定手続条例第 5 条第 1 項第 4 号)	ア 個人情報保護	10	40	失格	6	8	10	6
	イ 危機管理	20		0	12	16	20	12
	ウ 再委託の管理	10		0	6	8	10	6
合 計		275	275	失格	149	218	275	166

【採点方法】「特優」「優」「普通」「劣」の4段階を基本として評価する。ただし、②オについては、経費の削減割合に応じて評価する。

【欠落事項】ア 袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会における審議の結果、審査項目の全てを「普通」とした合計点数
(149 点) 以上を獲得できなかった場合。

イ 審査項目のうち、運営管理に大きく支障をきたす項目を「劣」とする委員が過半数いた場合。

【その他】審査においては、「審査項目」を更に細分化した小項目ごとに審査を行っている。そのため、「評価点数」が「特
優」「優」「普通」「劣」の配点と必ずしも一致しない場合がある。

議案第21号資料

1 指定管理者が管理を行う施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

百目木公園プール

袖ヶ浦市百目木200番地

(2) 設置目的

百目木公園プールは、市内で唯一の遊戯を目的としたプールであり、市民に水と身近に触れ合える場や親子のコミュニケーションの場を提供し、憩いと安らぎを与えることを目的とする。

(3) 指定管理者が行う業務内容

ア 百目木公園プールの運営に関する業務

イ 百目木公園プールの施設及び設備の維持管理に関する業務

ウ 百目木公園プールの入場料の収納に関する業務

エ 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 指定管理者に指定する団体の概要

名 称	株式会社オーチュー
所 在 地	東京都渋谷区代々木2丁目18番3号オーチュー第1ビル
設立年月日	昭和46年10月21日
資 本 金	99,000千円
従 業 員 数	756人 ※令和7年11月1日時点
主たる業務内容	1 スポーツ施設の運営及び点検管理業務 2 電気設備の保守、点検、安全管理及び修理 3 建物、施設、建物付属設備の清掃、保守点検管理及び修繕 4 警備及び守衛並びにこれら従事者の教育、育成ほか

3 指定管理者候補が示した施設管理及び運営の提案要旨

(1) 事業計画等

すべての利用者が平等に利用していただけるよう、常に創意工夫

を凝らし管理運営に当たるとともに、利用者の声に小さな問題でも真剣かつ迅速に対処する。

SNSの公式アカウント開設やPRポスターやチラシの作成、配布による広報活動やイベントの案内を行い、利用者の増加を図る。

また、サービスの質の向上と地域経済への貢献を目指す運営については、利用者アンケート、スタッフ研修、環境整備、イベント企画、物販などを通じて、利用者の満足度向上と地域活性化を図る。

地元商工会や商店との連携により、地域性を活かした商品やサービスの提供を行う。

安全対策については、有資格者を配置し、監視員への研修や各種講習、教育等を実施する。類似施設の実績としては、船橋運動公園プールをはじめ、様々なプールの管理経験があり、利用者の安全確保と施設の機能維持に努める。

(2) 管理に対して市が負担する金額(指定管理者候補からの提案金額)

令和 8 年度	2 4 , 6 2 7 千円
令和 9 年度	2 5 , 1 8 9 千円
令和 1 0 年度	2 5 , 7 4 0 千円
令和 1 1 年度	2 6 , 3 6 2 千円
令和 1 2 年度	2 6 , 9 8 3 千円

4 指定管理者候補の選定概要について

令和 7 年 1 0 月 6 日開催の袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会において、応募のあった団体から提出された事業計画書、予算書及び施設の運営管理等に係る提案の書類審査とともに、団体からの提案説明と質疑応答を行い、袖ヶ浦市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 1 7 年条例第 1 7 号。以下「指定手続条例」という。）第 5 条に規定する選定基準を更に細分化した審査基準に基づき、委員長と審査対象の施設担当部署の委員を除いた委員 10 名が審査を行い、各委員における審査票の採点を集計した結果、指定管理者の候補者として適当であると認められた株式会社オーチューワーを優先交渉権者として選定した。

その後、優先交渉権者との施設の運営管理等に係る基本的事項を掲げた基本協定書の締結の協議が整ったことから、同団体を百目木

公園プールの指定管理者として指定するものである。

採 点 結 果

施設名称：百目木公園プール【公募】

応募団体：1団体（株式会社オーチューム）

	株式会社オーチューム
	得点数
①委員	231 点
②委員	195 点
③委員	193 点
④委員	211 点
⑤委員	195 点
⑥委員	218 点
⑦委員	232 点
⑧委員	197 点
⑨委員	303 点
⑩委員	254 点
平均点	222.90 点

評 価 項 目 と 配 点

選定基準	審査項目	配点		劣	普通	優	特優	審査項目別平均得点数
① 指定施設の利用に 関し不当な差別的取扱いが行われるおそ れがないこと。 (指定手続条例第 5条第1項第1号)	ア 平等な利用を図るための具体 的な手法	30	30	失格	18	24	30	22.20
② 指定施設の設置の 目的に照らし、当該 施設の効用を最大限 に發揮させ、その管 理を効率的、かつ、 効果的に行なうことが できるものであるこ と。 (指定手続条例第 5条第1項第2号)	ア 施設の設置目的及び市が示し た管理の方針	20	105	0	12	16	20	15.20
	イ 利用者の増加を図るための具 体的な手法	9		0	3	6	9	4.50
	ウ サービスの向上を図るための 具体的手法及び当該施設の効用 を最大限に發揮させるための手 法	31		0	17	24	31	21.00
	エ 施設の維持管理の内容、適確 性及び実現の可能性	20		失格／0	12	16	20	14.40
	オ 管理に係る経費の縮減効果	25		失格／0	3	20	25	3.30
③ 指定施設の管理を 安定的、かつ、適確 に遂行するに足りる 人的構成及び財産的 基礎を有するもので あること。 (指定手続条例第 5条第1項第3号)	ア 収支計画の内容、適確性及び 実現の可能性	20	100	失格	12	16	20	13.60
	イ 安定的な運営が可能となる人 的能力	30		0	18	24	30	20.60
	ウ 安定的な運営が可能となる財 政的基盤	40		失格／0	24	32	40	31.90
	エ 類似施設の運営実績	10		0	6	8	10	8.00
④ その他市長等が必 要と認める事項を満 たしていること。 (指定手続条例第 5条第1項第4号)	ア 個人情報保護	10	110	失格	6	8	10	7.00
	イ 危機管理	20		0	12	16	20	14.00
	ウ 再委託の管理	10		0	6	8	10	7.20
	エ 地域経済の活性化	30		0	18	24	30	20.00
	オ 本・支店の所在	10		0	6	10	△	0.00
	カ 市内業者の育成	20		0	12	16	20	12.80
	キ その他の評価項目	10		0	6	8	10	7.20
合 計		345	345	失格	191	276	345	222.90

【採点方法】「特優」「優」「普通」「劣」の4段階を基本として評価する。ただし、②オについては、経費の削減割合に応じて評価する。

なお、配点合計は、全てを「特優（④オについては「優」）」とした場合の合計点数。

【欠落事項】ア 全委員の平均点が、審査項目の全てを「普通」とした合計点数（191点）以上を獲得できなかった場合。

イ 審査項目のうち、運営管理に大きく支障をきたす項目を「劣」とする委員が過半数の場合。

【その 他】審査においては、「審査項目」を更に細分化した小項目ごとに審査を行っている。また、「審査項目別平均得点数」については、各委員の採点結果を集計した平均点を記載している。

議案第22号資料

1 指定管理者が管理を行う施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

新堰公園

袖ヶ浦市蔵波1002番地3

(2) 設置目的

新堰公園は、市内で唯一の風致公園であり、新堰調整池を中心として広がる田畠と一体的に良好な自然環境の創出及び保全を行い、市民に憩いと安らぎの場を提供するとともに、周辺環境との調和及び防災機能の向上等を図ることを目的とする。

(3) 指定管理者が行う業務内容

ア 新堰公園の運営に関する業務

イ 新堰公園の施設及び設備の維持管理に関する業務

ウ 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 非公募により指名した理由

新堰公園の指定管理者は、憩いや運動など市民の様々な利用目的に対応し、誰もが安心して利用できるよう、安全で快適な安らぎの場を継続して提供し続けることのできる団体が適当である。

現在の指定管理者である新堰公園管理組合は、これまで公園周辺住民の協力を得ながら、地域活力を生かしてきめ細やかな公園管理を行っており、風致公園という特性を生かし、自然に調和した樹木等の管理は、市民の期待に応えるものとなっている。

以上により、本施設は、維持管理業務に関するノウハウの蓄積及び事業の継続性を要するとともに、地域との連携も重要な施設であることから、新堰公園管理組合を指名したものである。

3 指定管理者に指定する団体の概要

名 称	新堰公園管理組合
所 在 地	袖ヶ浦市蔵波1002番地3
設立年月日	平成12年4月1日
資 本 金	一
従 業 員 数	11人

※令和7年1月1日時点	
主たる業務内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 新堰公園に関する受託管理業務 2 業務に必要な知識及び技術の習得 3 袖ヶ浦市が推進する事業への協力 4 利用者の満足度向上のための自主事業 5 組合員の福利厚生に関する業務

4 指定管理者候補が示した施設管理及び運営の提案要旨

(1) 事業計画等

新堰公園管理組合では、新堰公園を「地元の財産」と位置付けており、愛着を持って管理運営するとともに、更なる管理水準の向上を図る。

利用者増加策については、桜の時期のぼんぼり設置やイベントを行い、また地元区等の地域団体や近隣の障がい者施設と連携を図り、公園の利用促進のPRに努める。

施設管理については、組合員に農業を営む者が多く、植物に関する豊富な知識を最大限発揮できるとともに、安全かつ適正に管理することができる。また、平成20年度から隣接する新堰調節池の管理を市から受託しており、公園と一体的に管理することで、効率的な維持管理ができる体制を整えている。

(2) 管理に対して市が負担する金額(指定管理者候補からの提案金額)

令和 8 年度	5, 356 千円
令和 9 年度	5, 441 千円
令和 10 年度	5, 534 千円
令和 11 年度	5, 626 千円
令和 12 年度	5, 712 千円

5 指定管理者候補の選定概要について

令和7年10月6日開催の袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会において、施設担当部署が非公募により指名した団体から提出された事業計画書等の提案書類を、袖ヶ浦市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年条例第17号。以下「指定手続条例」という。)第5条に規定する選定基準を更に細分化した審

査基準に基づき、審査及び採点を行った結果を基に、委員長と審査対象の施設担当部署の委員を除いた委員10名が指定管理者の候補者としての適確性等を審議した。

その結果、全委員が指定管理者の候補者として適当であると認めため、新堰公園管理組合を指定管理者候補として選定した。

その後、指定管理者候補との施設の運営管理等に係る基本的事項を掲げた基本協定書の締結の協議が整ったことから、同団体を新堰公園の指定管理者として指定するものである。

採 点 結 果

施設名称：新堰公園【非公募】

応募団体：新堰公園管理組合

評 価 点 数	1 6 1 点	
上記評価に対する 選定委員会の判定	適 正	不適正
	1 0 名	0 名

評 価 項 目 と 配 点

選定基準	審査項目	配点		劣	普通	優	特優	評価点数
① 指定施設の利用に 関し不当な差別的取 扱いが行われるおそ れがないこと。 (指定手続条例第 5 条第 1 項第 1 号)	ア 平等な利用を図るた めの具体的な手法	30	30	失格	18	24	30	24
② 指定施設の設置の 目的に照らし、当該 施設の効用を最大限 に發揮させ、その管 理を効率的、かつ、効 果的に行うことができる ものであること。 (指定手続条例第 5 条第 1 項第 2 号)	ア 施設の設置目的及び 市が示した管理の方針	20	100	0	12	16	20	12
	イ 利用者の増加を図る ための具体的手法	9		0	3	6	9	4
	ウ サービスの向上を図 るための具体的手法及 び当該施設の効用を最 大限に發揮させるため の手法	31		0	17	24	31	18
	エ 施設の維持管理の内 容、適確性及び実現の可 能性	20		失格／0	12	16	20	13
	オ 管理に係る経費の縮 減効果	20		失格／0	0	16	20	0
③ 指定施設の管理を 安定的、かつ、適確に 遂行するに足りる人 的構成及び財産的基 礎を有するものであ ること。 (指定手続条例第 5 条第 1 項第 3 号)	ア 収支計画の内容、適確 性及び実現の可能性	20	100	失格	12	16	20	16
	イ 安定的な運営が可 能となる人的能力	30		0	18	24	30	18
	ウ 安定的な運営が可 能となる財政的基盤	40		失格／0	24	32	40	24
	エ 類似施設の運営実績	10		0	6	8	10	8
④ その他市長等が必 要と認める事項を満 たしていること。 (指定手続条例第 5 条第 1 項第 4 号)	ア 個人情報保護	10	40	失格	6	8	10	6
	イ 危機管理	20		0	12	16	20	12
	ウ 再委託の管理	10		0	6	8	10	6
合 計		270	270	失格	146	214	270	161

【採点方法】「特優」「優」「普通」「劣」の4段階を基本として評価する。ただし、②オについては、経費の削減割合に応じて評価する。

【欠落事項】ア 袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会における審議の結果、審査項目の全てを「普通」とした合計点数（146点）以上を獲得できなかった場合。

イ 審査項目のうち、運営管理に大きく支障をきたす項目を「劣」とする委員が過半数いた場合。

【その他】審査においては、「審査項目」を更に細分化した小項目ごとに審査を行っている。そのため、「評価点数」が「特
優」「優」「普通」「劣」の配点と必ずしも一致しない場合がある。

議案第23号資料

1 指定管理者が管理を行う施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

ア 袖ヶ浦市駐車場

施設の名称	所在地
長浦駅北口駐車場	袖ヶ浦市蔵波25番地1
長浦駅臨海駐車場	袖ヶ浦市長浦1番地31
袖ヶ浦駅前第1駐車場	袖ヶ浦市奈良輪1301番地10
袖ヶ浦駅前第2駐車場	袖ヶ浦市奈良輪2丁目3番地5
袖ヶ浦バスターミナル駐車場	袖ヶ浦市坂戸市場2533番地1

イ 袖ヶ浦市自転車駐車場

施設の名称	所在地
長浦駅南口自転車駐車場	袖ヶ浦市蔵波10番地3
長浦駅北口自転車駐車場	袖ヶ浦市蔵波25番地3
袖ヶ浦駅南口第1自転車駐車場	袖ヶ浦市奈良輪1丁目12番地2
袖ヶ浦駅南口第2自転車駐車場	袖ヶ浦市奈良輪2丁目6番地5
袖ヶ浦駅北口自転車駐車場	袖ヶ浦市袖ヶ浦駅前1丁目37番地1
横田駅前自転車駐車場	袖ヶ浦市横田2173番地4
袖ヶ浦バスターミナル自転車駐車場	袖ヶ浦市坂戸市場2534番地4

ウ 袖ヶ浦バスターミナル

施設の名称	所在地
袖ヶ浦バスターミナル	袖ヶ浦市坂戸市場2533番地1

(2) 設置目的

通勤、通学等の交通手段として多く利用される、鉄道やバスへの接続的機能として、駐車場、自転車駐車場及びバスターミナルを設置し、市民の利便性の向上を図ることを目的とする。

(3) 指定管理者が行う業務内容

ア 駐車場、自転車駐車場、袖ヶ浦バスターミナルの利用承認等に関する業務

イ 利用承認に伴う使用料の収納に関する業務

ウ 駐車場、自転車駐車場、袖ヶ浦バスターミナルの運営に関する業務

エ 駐車場、自転車駐車場、袖ヶ浦バスターミナルの施設及び設備

の維持管理に関する業務

オ 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 非公募により指名した理由

高齢化社会の進展に伴い、健康で働く意欲のある高齢者が急増し、雇用の場の確保が求められている。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）においても、国及び地方公共団体は高齢者の就業機会確保のため、必要な処置を講ずるよう努めなければならないとされており、本市においても本主旨に沿った事業を展開しているところである。

このような中、袖ヶ浦市駐車場、袖ヶ浦市自転車駐車場、袖ヶ浦バスターミナルの管理については、利用案内や料金徴収等きめ細やかな対応が求められており、様々な経験を有する人材を配置することができる公益社団法人袖ヶ浦市シルバー人材センターが最適である。また、同団体の目的にも合致しており、高齢者の地域雇用も確保することができる。

以上により、地域の密着度が高く、高齢者の地域雇用確保にも貢献していることから、公益社団法人袖ヶ浦市シルバー人材センターを指名したものである。

3 指定管理者に指定する団体の概要

名 称	公益社団法人袖ヶ浦市シルバー人材センター
所 在 地	袖ヶ浦市飯富1604番地
設立年月日	平成4年4月1日
資 本 金	一
従 業 員 数	225人 ※令和7年11月1日時点
主たる業務 内 容	1 高年齢者の就業に関する情報の収集及び提供 2 高年齢者の就業に関する調査及び研究 3 高年齢者の就業に関する相談 4 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高年齢者の就業

機会の確保及び組織的な提供

- 5 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る雇用による就業を希望する高年齢者のための無料の職業紹介事業
- 6 高年齢者に対する臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習等の実施
- 7 その他前各号の事業を達成するために必要な事業

4 指定管理者候補が示した施設管理及び運営の提案要旨

(1) 事業計画等

指定管理者としての経験や実績に基づき、市民ニーズに即したサービスの向上及び経営の合理化を図り、適切な施設管理に努める。

新規利用者の確保及び継続的な利用がされるよう、ホームページを活用し、利用についての案内を行うほか、より良いサービスを提供するため、施設の環境整備、管理人研修、施設の改善等を行い利便性の向上に努める。

自転車駐車場においては、定期利用者の受付案内を広報そでがらに掲載し、利用者の増加を図る。

また、袖ヶ浦市駐車場及び自転車駐車場は、JRの駅やバスターミナルの周辺に立地し、市の玄関口となっていることから、駅前広場、道路等の清掃など、環境美化対策を併せて実施する。

(2) 管理に対して市が負担する金額(指定管理者候補からの提案金額)

令和 8 年度 6 4, 3 5 8 千円

令和 9 年度 6 5, 4 9 9 千円

令和 10 年度 6 6, 7 2 0 千円

令和 11 年度 6 7, 9 0 9 千円

令和 12 年度 6 9, 1 5 1 千円

5 指定管理者候補の選定概要について

令和 7 年 10 月 6 日開催の袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会において、施設担当部署が非公募により指名した団体から提出

された事業計画書等の提案書類を、袖ヶ浦市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年条例第17号。以下「指定手続条例」という。）第5条に規定する選定基準を更に細分化した審査基準に基づき、審査及び採点を行った結果を基に、委員長と審査対象の施設担当部署の委員を除いた委員10名が指定管理者の候補者としての適確性等を審議した。

その結果、全委員が指定管理者の候補者として適当であると認めたため、公益社団法人袖ヶ浦市シルバー人材センターを指定管理者候補として選定した。

その後、指定管理者候補との施設の運営管理等に係る基本的事項を掲げた基本協定書の締結の協議が整ったことから、同団体を袖ヶ浦市駐車場、袖ヶ浦市自転車駐車場、袖ヶ浦バスターミナルの指定管理者として指定するものである。

採 点 結 果

施設名称：袖ヶ浦市駐車場、袖ヶ浦市自転車駐車場、袖ヶ浦バスターミナル
【非公募】

応募団体：公益社団法人袖ヶ浦市シルバー人材センター

評 價 点 数	1 6 4 点	
上記評価に対する 選定委員会の判定	適 正	不適正
	1 0 名	0 名

評 價 項 目 と 配 点

選定基準	審査項目	配点		劣	普通	優	特優	評価点数
① 指定施設の利用に 関し不当な差別的取 扱いが行われるおそ れがないこと。 (指定手続条例第 5 条第 1 項第 1 号)	ア 平等な利用を図るた めの具体的な手法	30	30	失格	18	24	30	18
② 指定施設の設置の 目的に照らし、当該 施設の効用を最大限 に發揮させ、その管 理を効率的、かつ、効 果的に行うことができる ものであるこ と。 (指定手続条例第 5 条第 1 項第 2 号)	ア 施設の設置目的及び 市が示した管理の方針	20	105	0	12	16	20	12
	イ 利用者の増加を図る ための具体的手法	9		0	3	6	9	3
	ウ サービスの向上を図 るための具体的手法及 び当該施設の効用を最 大限に發揮させるため の手法	31		0	17	24	31	21
	エ 施設の維持管理の内 容、適確性及び実現の可 能性	20		失格／0	12	16	20	15
	オ 管理に係る経費の縮 減効果	25		失格／0	3	20	25	3
③ 指定施設の管理を 安定的、かつ、適確に 遂行するに足りる人 的構成及び財産的基 盤を有するものであ ること。 (指定手続条例第 5 条第 1 項第 3 号)	ア 収支計画の内容、適確 性及び実現の可能性	20	100	失格	12	16	20	12
	イ 安定的な運営が可能 となる人的能力	30		0	18	24	30	24
	ウ 安定的な運営が可能 となる財政的基盤	40		失格／0	24	32	40	24
	エ 類似施設の運営実績	10		0	6	8	10	6
④ その他市長等が必 要と認める事項を満 たしていること。 (指定手続条例第 5 条第 1 項第 4 号)	ア 個人情報保護	10	40	失格	6	8	10	6
	イ 危機管理	20		0	12	16	20	14
	ウ 再委託の管理	10		0	6	8	10	6
合 計		275	275	失格	149	218	275	164

【採点方法】「特優」「優」「普通」「劣」の4段階を基本として評価する。ただし、②オについては、経費の削減割合に応じて評価する。

【欠落事項】ア 袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会における審議の結果、審査項目の全てを「普通」とした合計点数（149点）以上を獲得できなかった場合。

イ 審査項目のうち、運営管理に大きく支障をきたす項目を「劣」とする委員が過半数いた場合。

【その他】審査においては、「審査項目」を更に細分化した小項目ごとに審査を行っている。そのため、「評価点数」が「特優」「優」「普通」「劣」の配点と必ずしも一致しない場合がある。

議案第24号資料

1 指定管理者が管理を行う施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

ア 社会体育施設

- (ア) 袖ヶ浦市総合運動場 袖ヶ浦市坂戸市場1566番地
- (イ) 袖ヶ浦市今井野球場 袖ヶ浦市長浦580番地76
- (ウ) 袖ヶ浦市臨海スポーツセンター 袖ヶ浦市長浦1番地57
- (エ) 袖ヶ浦市長浦運動広場 袖ヶ浦市藏波611番地
- (オ) 袖ヶ浦市根形運動広場 袖ヶ浦市下新田982番地
- (カ) 袖ヶ浦市永吉運動広場 袖ヶ浦市永吉712番地3
- (キ) 袖ヶ浦市平岡運動広場 袖ヶ浦市野里1564番地1
- (ク) 袖ヶ浦市いそみ野サッカー場 袖ヶ浦市いそみ野10番地1

イ 都市公園施設（スポーツ施設）

- (ア) 神栄公園（庭球場） 袖ヶ浦市福王台3丁目5番地
- (イ) 神納あさひ公園（庭球場） 袖ヶ浦市神納2丁目20番地

(2) 設置目的

市民の健全なる心身の発達並びにスポーツの普及及び発展を図るとともに、明るく健康的な生活の形成に寄与すること等を目的とする。

(3) 指定管理者が行う業務内容

ア 社会体育施設

- (ア) 施設の利用の許可に関する業務
- (イ) 施設の使用料の収納に関する業務
- (ウ) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (エ) 施設の設置目的を達成するために必要な業務
- (オ) 上記に掲げるもののほか、施設の管理及び運営に関する業務のうち教育委員会の権限に属する事務を除く業務

イ 都市公園施設（スポーツ施設）

- (ア) 都市公園の維持管理に関する業務
- (イ) 使用料及び入場料並びに利用料金の収納に関する業務
- (ウ) 有料公園施設（市の管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。以下同じ。）の利用申請の受付に関する業務の一部
- (エ) 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 指定管理者に指定する団体の概要

<代表団体>

名 称	株式会社フクシ・エンタープライズ
所 在 地	東京都江東区大島 1 丁目 9 番 8 号
設立年月日	昭和 58 年 4 月 27 日
資 本 金	5, 000 万円
従 業 員 数	2, 059 人 (パート・アルバイト含む) ※令和 7 年 1 月 1 日時点
主たる業務 内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定管理者制度による公共施設 (スポーツ施設、文化施設、子ども遊び場) の管理運営 2 PFI 事業による公共施設の維持管理・運営業務 3 各種スポーツ施設 (プール・トレーニング室・体育館・グラウンド・庭球場等) の管理・運営 4 各種スポーツ教室・講習会の企画・指導 5 各種スポーツ用品、用具の販売 6 警備業 (施設警備) 7 各種文化施設 (博物館、美術館等) の管理運営 8 ミュージアムショップの商品開発・販売 9 子ども遊び場の管理運営

<構成団体>

名 称	株式会社ハリマビシステム
所 在 地	神奈川県横浜市西区みなとみらい 2 丁目 2 番 1 号 横浜ランドマークタワー
設立年月日	昭和 36 年 10 月 6 日
資 本 金	6 億 5, 446 万円
従 業 員 数	4, 365 人 (パート社員 2, 982 人、出向者 14 名を含む。) ※令和 7 年 1 月 1 日時点
	1 ビルメンテナンス (清掃、設備、警備、点検業務・工事営繕)

主たる業務内容	2 ビルマネジメント（プロパティマネジメント、建物診断・修繕、環境ソリューション）
	3 ビル関連サービス（受付・広報案内、コンシェルジュ、管理員、客室整備、電話交換、車両運行管理、レストラン・食堂運営）
	4 PFI・PPP事業（PFI事業、指定管理者制度、その他PPP事業）
	5 マンション総合管理（事務管理業務、管理員業務）

<構成団体>

名 称	袖ヶ浦造園協同組合
所 在 地	袖ヶ浦市久保田2171番地
設立年月日	平成17年9月21日
資 本 金	180万円
従 業 員 数	138人（正社員89人、パート49人） ※令和7年11月1日時点
主たる業務内容	1 組合員のためにする共同受注及び受注斡旋 2 組合員の取り扱う造園資材の共同購買 3 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上 又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供 4 組合員の福利厚生に関する事業 5 前各項の事業に附帯する事業

3 指定管理者候補が示した施設管理及び運営の提案要旨

(1) 事業計画等

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）の施設の平等利用の考え方に基づく利用許可手続き、障害者を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づく合理的配慮の提供による平等な利用機会を確保するとともに、「情報面」、「接客、接遇面」、「事業面」、「用具面」の配慮により、誰でも利用できる環境を整備する。

イ 本施設の設置目的の実現のため、市内社会体育施設の一括管理による、効率的な管理運営、事業の充実や安定性、利用者サービ

スの向上、施設の利用促進、経費縮減といったスケールメリットを発揮しつつ、5つの管理運営方針を掲げ、これに基づく取組を展開することで「スポーツの力で、市民、地域、未来を輝かせる袖ヶ浦フィールド」を目指す。

ウ 利用者の増加を図るため、即効性、視認性、情報格差を踏まえたうえで、デジタル媒体、紙媒体、涉外を効果的に活用し、情報発信を行う。また、自主事業の展開による利用機会の拡大、新規事業の開催による新規利用者の獲得等を行う。

エ 市民が安全で快適に施設を利用できるようにするため、これまでの管理実績を踏まえて作成する年間作業計画に基づく、適正で安定的な維持管理を行う。

オ 災害等の緊急時に対する対応について、本施設で想定される犯罪や災害の発生に備えた危機管理マニュアルを整備、運用し、防災上の施設特性を理解したうえで、災害発生に備えた対策、訓練を行う。

(2) 管理に対して市が負担する金額(指定管理者候補からの提案金額)

令和 8 年度 1 7 1 , 3 5 0 千円

令和 9 年度 1 7 3 , 5 9 1 千円

令和 1 0 年度 1 7 7 , 5 6 9 千円

令和 1 1 年度 1 8 1 , 2 0 1 千円

令和 1 2 年度 1 8 5 , 4 8 0 千円

4 指定管理者候補の選定概要について

令和 7 年 1 0 月 6 日開催の袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会において、応募のあった団体から提出された事業計画書、予算書及び施設の運営管理等に係る提案の書類審査とともに、団体からの提案説明と質疑応答を行い、袖ヶ浦市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成 17 年条例第 17 号。以下「指定手続条例」という。)第 5 条に規定する選定基準を更に細分化した審査基準に基づき、委員長と審査対象の施設担当部署の委員を除いた委員 10 名が審査を行い、各委員における審査票の採点を集計した結果、指定管理者の候補者として適当であると認められた袖ヶ浦市スポーツ施設運営パートナーズを優先交渉権者として選定した。

その後、優先交渉権者との施設の運営管理等に係る基本的事項を掲げた基本協定書の締結の協議が整ったことから、同団体を袖ヶ浦市社会体育施設の指定管理者として指定するものである。

採 点 結 果

施設名称：袖ヶ浦市社会体育施設【公募】

応募団体：1団体（袖ヶ浦市スポーツ施設運営パートナーズ）

	袖ヶ浦市スポーツ施設運営パートナーズ
	得点数
①委員	232点
②委員	207点
③委員	224点
④委員	209点
⑤委員	221点
⑥委員	225点
⑦委員	206点
⑧委員	214点
⑨委員	309点
⑩委員	259点
平均点	230.60点

評 価 項 目 と 配 点

選定基準	審査項目	配点		劣	普通	優	特優	審査項目別平均得点数
① 指定施設の利用に 関し不当な差別的取扱いが行われるおそ れがないこと。 (指定手続条例第 5条第1項第1号)	ア 平等な利用を図るための具体的な手法	30	30	失格	18	24	30	22.20
② 指定施設の設置の目的に照らし、当該施設の効用を最大限に發揮させ、その管理を効率的、かつ、効果的に行なうことができるものであること。 (指定手続条例第 5条第1項第2号)	ア 施設の設置目的及び市が示した管理の方針	20	105	0	12	16	20	15.20
	イ 利用者の増加を図るための具体的手法	9		0	3	6	9	5.00
	ウ サービスの向上を図るための具体的手法及び当該施設の効用を最大限に發揮させるための手法	31		0	17	24	31	21.20
	エ 施設の維持管理の内容、適確性及び実現の可能性	20		失格／0	12	16	20	13.70
	オ 管理に係る経費の縮減効果	25		失格／0	3	20	25	3.50
③ 指定施設の管理を安定的、かつ、適確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。 (指定手続条例第 5条第1項第3号)	ア 収支計画の内容、適確性及び実現の可能性	20	100	失格	12	16	20	13.60
	イ 安定的な運営が可能となる人 的能力	30		0	18	24	30	20.80
	ウ 安定的な運営が可能となる財 政的基盤	40		失格／0	24	32	40	29.00
	エ 類似施設の運営実績	10		0	6	8	10	8.00
④ その他市長等が必要と認める事項を満たしていること。 (指定手続条例第 5条第1項第4号)	ア 個人情報保護	10	110	失格	6	8	10	6.60
	イ 危機管理	20		0	12	16	20	15.00
	ウ 再委託の管理	10		0	6	8	10	6.80
	エ 地域経済の活性化	30		0	18	24	30	20.20
	オ 本・支店の所在	10		0	6	10		10.00
	カ 市内業者の育成	20		0	12	16	20	13.20
	キ その他の評価項目	10		0	6	8	10	6.60
合 計		345	345	失格	191	276	345	230.60

【採点方法】「特優」「優」「普通」「劣」の4段階を基本として評価する。ただし、②オについては、経費の削減割合に応じて評価する。

なお、配点合計は、全てを「特優（④オについては「優」）」とした場合の合計点数。

【欠落事項】ア 全委員の平均点が、審査項目の全てを「普通」とした合計点数（191点）以上を獲得できなかった場合。

イ 審査項目のうち、運営管理に大きく支障をきたす項目を「劣」とする委員が過半数の場合。

【その他】審査においては、「審査項目」を更に細分化した小項目ごとに審査を行っている。また、「審査項目別平均得点数」については、各委員の採点結果を集計した平均点を記載している。

渡邊智子氏略歴

(学歴)

(職歴)

君津郡市広域市町村圏事務組合規約新旧対照表

改 正 後	現 行
(共同処理する事務) 第4条 組合は、次の各号に定める事務を共同で処理する。 (1) (略)	(共同処理する事務) 第4条 組合は、次の各号に定める事務を共同で処理する。 (1) (略) (2) <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき児童発達支援センターの設置及び管理運営に関すること。</u>
<u>(2)</u> (略)	<u>(3)</u> (略)
<u>(3)</u> (略)	<u>(4)</u> (略)
<u>(4)</u> (略)	<u>(5)</u> (略)
<u>(5)</u> (略)	<u>(6)</u> (略)

千葉県市町村総合事務組合規約新旧対照表

改 正 後	現 行								
<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合の共同処理する事務は次の各号に掲げる事務とし、組合は別表第2上欄に規定する事務の区分に応じ、当該下欄に掲げる組織団体の当該事務を共同処理する。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) <u>削除</u></p> <p>(15)・(16) (略)</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <p>千葉市 (銚子市から御宿町まで略) <u>鋸南町 長門川水道企業団</u> <u>（国保国吉病院組合から東総地区広域市町村圏事務組合まで略）印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合</u> <u>（印旛郡市広域市町村圏事務組合から山武郡市広域水道企業団まで略）印西地区環境整備事業組合 千葉県後期高齢者医療広域連合</u></p> <p>別表第2 (第3条第1項関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>共同処理する事務</th><th>共同処理する団体</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3条第1項第1号に掲げる事務</td><td>銚子市 (館山市から御宿町まで略) <u>鋸南町 長門川水道企業団</u> (国保国吉病院組合から東総地区広域市町村圏事務組合まで略) <u>印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合</u> <u>（印旛郡市広域市町村圏事務組合から山武郡市</u></td></tr> </tbody> </table>	共同処理する事務	共同処理する団体	第3条第1項第1号に掲げる事務	銚子市 (館山市から御宿町まで略) <u>鋸南町 長門川水道企業団</u> (国保国吉病院組合から東総地区広域市町村圏事務組合まで略) <u>印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合</u> <u>（印旛郡市広域市町村圏事務組合から山武郡市</u>	<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合の共同処理する事務は次の各号に掲げる事務とし、組合は別表第2上欄に規定する事務の区分に応じ、当該下欄に掲げる組織団体の当該事務を共同処理する。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) <u>職員採用試験の合同実施</u></p> <p>(15)・(16) (略)</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <p>千葉市 (銚子市から御宿町まで略) <u>鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団</u> (国保国吉病院組合から東総地区広域市町村圏事務組合まで略) <u>印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合</u> (印旛郡市広域市町村圏事務組合から山武郡市広域水道企業団まで略) <u>印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合</u></p> <p>別表第2 (第3条第1項関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>共同処理する事務</th><th>共同処理する団体</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3条第1項第1号に掲げる事務</td><td>銚子市 (館山市から御宿町まで略) <u>鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団</u> (国保国吉病院組合から東総地区広域市町村圏事務組合まで略) <u>印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合</u> <u>（印旛郡市広域市町村圏事務組合から山武郡市</u></td></tr> </tbody> </table>	共同処理する事務	共同処理する団体	第3条第1項第1号に掲げる事務	銚子市 (館山市から御宿町まで略) <u>鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団</u> (国保国吉病院組合から東総地区広域市町村圏事務組合まで略) <u>印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合</u> <u>（印旛郡市広域市町村圏事務組合から山武郡市</u>
共同処理する事務	共同処理する団体								
第3条第1項第1号に掲げる事務	銚子市 (館山市から御宿町まで略) <u>鋸南町 長門川水道企業団</u> (国保国吉病院組合から東総地区広域市町村圏事務組合まで略) <u>印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合</u> <u>（印旛郡市広域市町村圏事務組合から山武郡市</u>								
共同処理する事務	共同処理する団体								
第3条第1項第1号に掲げる事務	銚子市 (館山市から御宿町まで略) <u>鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団</u> (国保国吉病院組合から東総地区広域市町村圏事務組合まで略) <u>印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合</u> <u>（印旛郡市広域市町村圏事務組合から山武郡市</u>								

	広域水道企業団まで略) <u>印西地区環境整備事業組合</u>	広域水道企業団まで略) <u>印西地区環境整備事業組合</u> <u>南房総広域水道企業団</u>
略		略
第3条第1項第3号に掲げる事務	<p>銚子市 (館山市から御宿町まで略) <u>鋸南町長門川水道企業団</u> (国保)</p> <p>国吉病院組合から東総地区広域市町村圏事務組合まで略) <u>印西地区消防組合</u> <u>夷隅郡市広域市町村圏事務組合</u></p> <p>(印旛郡市広域市町村圏事務組合から山武郡市広域水道企業団まで略) <u>印西地区環境整備事業組合</u> <u>千葉県後期高齢者医療広域連合</u></p>	<p>銚子市 (館山市から御宿町まで略) <u>鋸南町三芳水道企業団</u> <u>長門川水道企業団</u> (国保)</p> <p>国吉病院組合から東総地区広域市町村圏事務組合まで略) <u>印西地区消防組合</u> <u>九十九里地域水道企業団</u> <u>夷隅郡市広域市町村圏事務組合</u></p> <p>(印旛郡市広域市町村圏事務組合から山武郡市広域水道企業団まで略) <u>印西地区環境整備事業組合</u> <u>南房総広域水道企業団</u> <u>千葉県後期高齢者医療広域連合</u></p>
略		略
	第3条第1項第14号に掲げる事務	<p><u>銚子市</u> <u>市川市</u> <u>船橋市</u> <u>館山市</u> <u>木更津市</u></p> <p><u>松戸市</u> <u>野田市</u> <u>茂原市</u> <u>成田市</u> <u>佐倉市</u> <u>東金市</u> <u>旭市</u> <u>習志野市</u> <u>柏市</u> <u>勝浦市</u> <u>市原市</u></p> <p><u>流山市</u> <u>八千代市</u> <u>我孫子市</u> <u>鴨川市</u> <u>鎌ヶ谷市</u> <u>君津市</u> <u>富津市</u> <u>浦安市</u> <u>四街道市</u> <u>袖ヶ浦市</u> <u>八街市</u> <u>印西市</u> <u>白井市</u> <u>富里市</u> <u>南房総市</u> <u>匝瑳市</u> <u>香取市</u> <u>山武市</u> <u>いすみ市</u> <u>大網白里市</u> <u>酒々井町</u> <u>栄町</u> <u>神崎町</u> <u>多古町</u> <u>東庄町</u> <u>九十九里町</u> <u>芝山町</u> <u>横芝光町</u> <u>一宮町</u> <u>睦沢町</u> <u>長生村</u> <u>白子町</u> <u>長柄町</u> <u>長南町</u> <u>大多喜町</u> <u>御宿町</u> <u>鋸南町</u></p>

略

略